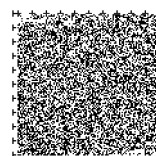


第6期杉戸町障がい福祉計画
第2期杉戸町障がい児福祉計画

令和3年3月

杉 戸 町



はじめに

本町では、平成 30 年に「第 5 次杉戸町障がい者福祉計画」、「第 5 期杉戸町障がい福祉計画・第 1 期杉戸町障がい児福祉計画」を一体的なものとして策定し、様々な障がい者施策の推進を図ってまいりました。

一方国では、近年、障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行、障害者雇用促進法の改正が行われております。また、埼玉県では「第 6 期埼玉県障害者支援計画」の策定や、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」が施行されるなど、障がい者を取り巻く動向や、新型コロナウイルス感染症の流行拡大などの社会状況に適切に対応するため、障がい者・障がい児施策の総合的な推進が図られています。

さらに、平成 27 年 9 月には国連において、令和 12 年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が合意されております。この SDGs では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、具体的な 17 の目標（ゴール）のうち 5 つの目標のターゲットでは、直接、障がい又は障がい者に言及しています。

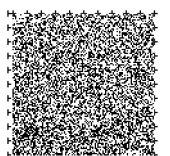
こうした背景を踏まえ、私は、障がいのある人もない人も誰一人取り残さないまちづくりをより一層進めていく必要があると考えております。

そこで、現行の「第 5 期杉戸町障がい福祉計画・第 1 期杉戸町障がい児福祉計画」における“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと暮らせるまちづくり”の基本理念を継承しつつ、今後も継続的に実施する福祉サービスや新たな事業の展開を見込んだ「第 6 期杉戸町障がい福祉計画・第 2 期杉戸町障がい児福祉計画」を策定いたしました。今後、本計画を推進していくため、国や埼玉県をはじめ関係機関及び障がい者団体等との連携を図り、各種施策・事業の推進に努めて参りますので、引き続き、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、幅広い観点から貴重な御意見や御提言をいただきました杉戸町障がい者計画推進懇話会委員の皆様や、アンケート調査、ヒアリング調査等に御協力いただきました皆様をはじめとする多くの町民の方々に心より感謝申し上げます。

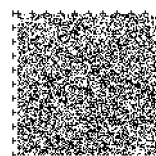
令和 3 年 3 月

杉戸町長 古谷 松雄



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	4
5 計画の管理体制	4
6 計画の推進	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 成果目標（数値目標）の設定	6
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	9
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	10
成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	11
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	12
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
第3章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策	14
1 訪問系サービス	15
2 日中活動系サービス	16
3 居住系サービス	19
4 相談支援	20
5 障害児通所支援等	21
6 地域生活支援事業	23
資料編	31
1 基礎的データ	31
2 計画策定の経過	66
3 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱	67
4 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員	69



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

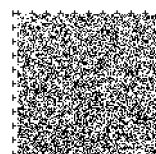
本町では、平成 30 年 3 月、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり”の実現をめざして、「第5次杉戸町障がい者福祉計画」と「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画」を一体的なものとして策定しました。

これらの計画のうち、「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画」が令和2年度に計画期間の満了を迎えることから、各種調査の結果や計画の進捗状況の分析、国・県の指針等も踏まえ、令和5年度までの成果目標やサービス見込量等を示す「第6期杉戸町障がい福祉計画・第2期杉戸町障がい児福祉計画」を策定しました。

国の動向

国では、平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備をはじめとする障がい者施策の集中的な改革を進めてきました。この流れの中で、平成 23 年 7 月には、障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法」の抜本的な改正が行われ、平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成 25 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行、また、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）など一連の法整備が図られ、平成 26 年 1 月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、平成 28 年 6 月には、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しによる「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正が行われ、同年には「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行など、各種制度や法律の整備が進められています。また、平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の施行、令和元年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「視



覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行など、障がい者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められています。

埼玉県動向

埼玉県では、障がい者施策推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標を明らかにした「第5期埼玉県障害者支援計画」を平成30年3月に策定し、障がい者施策の総合的な推進を図っています。この計画は、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられ、「地域保健医療計画」、「地域福祉支援計画」、「高齢者支援計画」、「子育て応援行動計画」など、関連する県計画との整合が図られた計画となっています。また、埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行しており、令和3年3月には新たに「埼玉県ケアラー支援計画」が策定されます。

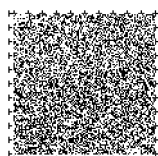
町計画の策定にあたっては、令和3年4月からスタートする「第6期埼玉県障害者支援計画」の策定状況や、上記関連計画のほか、県の実施する関連施策・事業等についても注視しつつ、検討を進めました。

2 計画の位置づけ

（1）計画の法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

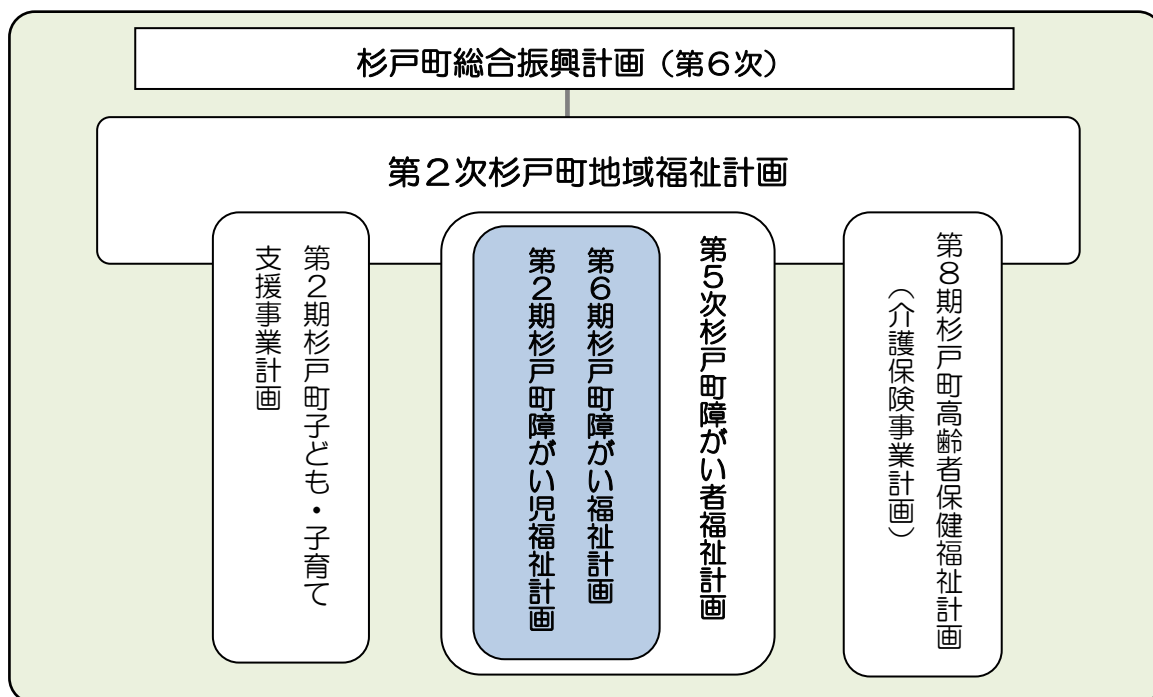
「障がい福祉計画」……………「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、その確保のための方策等を定める計画
「障がい児福祉計画」……………「児童福祉法」に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保や、その他障害児通所支援等の円滑な実施等について定める計画



(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、杉戸町が策定した各種関連計画との整合・連携を図ります。また、町の最上位計画である「杉戸町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。

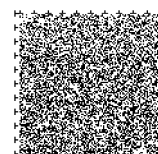
■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより必要に応じて見直しを行います。

H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2021)	R7 (2022)	R8 (2023)
第5次杉戸町総合振興計画 (2011～2020年度)			第6次杉戸町総合振興計画 (2021～30年度)					
第5次杉戸町障がい者福祉計画 (2018～2023年度)						第6次杉戸町障がい者福祉計画		
第5期杉戸町障がい福祉計画			第6期杉戸町障がい福祉計画 (2021～2023年度)			第7期杉戸町障がい福祉計画		
第1期杉戸町障がい児福祉計画			第2期杉戸町障がい児福祉計画 (2021～2023年度)			第3期杉戸町障がい児福祉計画		



4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に加えて、難病（国の指定する指定難病医療給付対象者）の方です。

5 計画の管理体制

（1）関係機関との連携

計画の実現を図るため保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図ります。

また、埼玉北部地区地域自立支援協議会において、地域の各機関との連携強化に努めます。

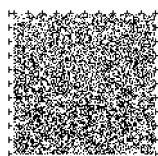
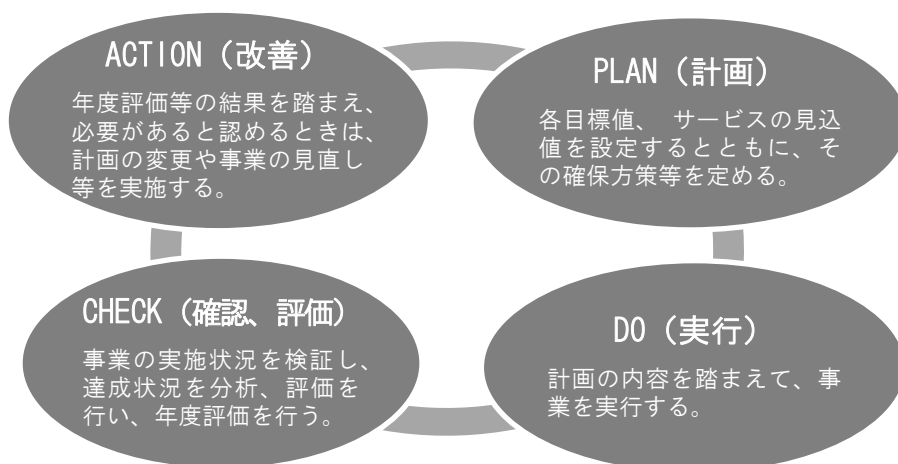
（2）PDCA サイクルによる点検・評価

本計画を着実に推進するために、住民や福祉関係団体の代表者などで構成する「杉戸町障がい者計画推進懇話会」を設置し、計画の点検・評価を行うとともに、効果的な計画の進行管理を行います。

また、社会経済状況の変化や国の制度改正、埼玉県の動向等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

さらに、本計画の推進には地域全体の関わりが必要となるため、当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設け、計画推進上の課題や問題点の把握に努めるとともに、必要に応じて改善を図っていきます。

図 PDCAサイクルのイメージ



6 計画の推進

(1) 協働と連携

本計画を推進していくためには、障がいのある人・支援者・行政の協働が欠かせず、計画の目標や方向性、取組について共通の理解をもつことが必要です。

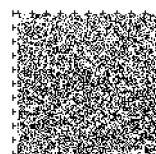
このため、住民や地域、ボランティア、事業者、関係機関・団体等と行政との連携を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

(2) 行財政の効率的運用

少子高齢化の進行や人口減少、社会経済情勢の変化等により、障がいのある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、今後増大・多様化すると予測される福祉サービスの需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、法律の変更や制度の見直しなど、国や埼玉県の動向を的確に見極めながら、障害福祉サービス事業運営の適正化を図り、計画を推進します。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、平成30年3月に策定した「第5次杉戸町障がい者福祉計画」と「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画」に掲げた“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり”を基本理念とし、すべての人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すとともに、新たに令和5年度に向けた成果目標と障害福祉サービス等の見込み量及び確保の方策を定めます。

**障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き
安心して暮らせるまちづくり**

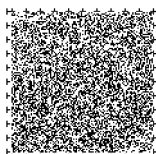
2 成果目標（数値目標）の設定

第6期杉戸町障がい福祉計画・第2期杉戸町障がい児福祉計画の策定に当たり、国の基本指針では、主に令和5年度を目標年度として、「成果目標（数値目標）」を設定することになっています。

本町においても、次の7つの項目について成果目標を設定し、施策を推進していきます。

【7つの成果目標】

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する。

【埼玉県の考え方】

- ・地域移行者数は国と同様6%以上とするが、多数の入所待機者がいるため、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

【町の考え方と目標】

（１）施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

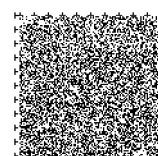
○第5期計画の実績等を踏まえ、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を1人(1.9%)以上とします。

□成果目標の設定

令和元年度末の施設入所者数	【目標値】令和5年度末までの地域生活移行者数の見込
52人	1人(1.9%)

（２）施設入所者数の削減に関する目標

○本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。



成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上および入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、埼玉県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取り組みを推進します。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、下記のとおり目標を定めます。

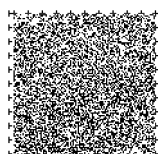
□成果目標（活動指標）の設定

項 目	目標値等
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年12回 ^{※1}
協議の場への関係者の参加者数	各年度のべ290人 ^{※1}
協議の場における目標設定	有 ^{※2}
協議の場における評価の実施回数	年1回 ^{※2}

※1 埼葛北地区地域自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会の開催数および参加者数

※2 埼葛北地区地域自立支援協議会での目標設定および評価

【目標値】精神障がい者のサービス利用者数の見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数の見込み（実人数）	1人	2人	3人
地域定着支援の利用者数の見込み（実人数）	7人	8人	9人
共同生活援助の利用者数の見込み（実人数）	15人	17人	19人
自立生活援助の利用者数の見込み（実人数）	3人	4人	5人



成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、各区市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。

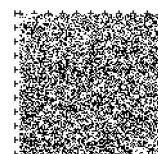
【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の構成市町と連携し、令和2年度中に整備する地域生活支援拠点等の着実な運用を図るとともに、機能充実に向けた運用状況の検証・検討を年1回以上実施していきます。

項 目	目標値等
【目標値】令和5年度までの地域生活支援拠点等の整備数	1か所
【目標値】地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証および検討の実施	年1回以上

※埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町との協定により整備予定



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。併せて、就労移行支援事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績値の1.30倍以上、就労継続支援A型事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績値の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績の概ね1.23倍以上をめざす。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

（１）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

○令和5年度までに就労支援事業等（移行、継続A型・B型）を通じて一般就労に移行する人が、13人以上となることを目標とします。

□一般就労移行者数の目標

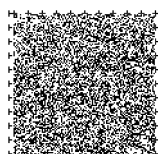
項 目	令和元年度 実績	令和5年度 【目標値】
一般就労移行者数	8人	13人 (1.63倍)
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	8人	11人 (1.36倍)
就労継続支援（A型）を通じた一般就労移行者数	0人	1人 (－)
就労継続支援（B型）を通じた一般就労移行者数	0人	1人 (－)

（２）就労定着支援事業の利用率に関する目標

○令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者のうち、7割程度の人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

（３）就労定着支援事業所の職場定着率に関する目標

○令和5年度において、職場定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目標とします。（※令和5年度中に町民が利用した就労定着支援事業所を抽出）



成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

○埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、令和2年度末時点で児童発達支援センターは1か所設置済みです。今後も必要に応じて運用方法や追加整備等の検討を行います。

(2) 保育所等訪問支援の利用促進

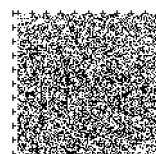
○すでに圏域内で保育所等訪問支援を実施する事業所が設置されているため、より一層の利用促進を図ります。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和5年度までに、埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を2か所設置することを目標とします。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

○埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、関係機関の協議の場は設置済みです。医療的ケア児コーディネーターについては、圏域で4人の配置を継続し、支援していきます。



成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、各区市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 総合的・専門的な相談支援

○基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点と相談支援事業所等とのさらなる連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築・強化を進めます。

(2) 相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町の指定特定相談支援事業所に基幹相談支援センター職員が訪問し、専門的な助言・指導を実施しています。実施件数を各年度28件と見込みます。

(3) 相談支援事業所の人材育成への支援

○相談支援事業所の人材育成のための研修を埼玉葛北地区地域自立支援協議会で計画的に開催しています。開催件数を各年度14件と見込みます。

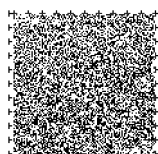
(4) 相談機関との連携強化の取り組み

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会で指定特定事業所連絡会を設置し、連携強化等に取り組んでいます。連絡会の開催回数を12回と見込みます。

(5) 発達障がい者等に対する支援

○県などが主催する講座等の周知を行い、活動に必要な支援を行います。

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【目標値】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0 人	0 人	1 人
【目標値】ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	1 人
【目標値】ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	1 人



成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

（１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

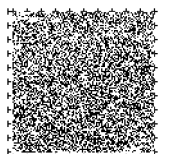
- 埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数を各年度のべ10人と見込みます。

（２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- 障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を事業所等と共有する体制を検討します。

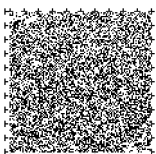
（３）体制の構築

- 埼葛北地区地域自立支援協議会のサービス管理責任者部会等の協議を通じて、サービス等の質を向上させるための取組みを行う体制が構築されているため、継続して実施していきます。



第3章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保の方策

◎障害福祉サービス等の体系



1 訪問系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難を有する人等が行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

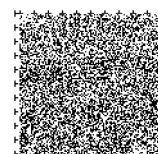
②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護	人/月	19	21	21	22	23	24
	時間/月	199	201	229	227	237	248
重度訪問介護	人/月	0	0	1	1	1	1
	時間/月	0	0	25	25	25	25
同行援護	人/月	5	6	5	5	5	5
	時間/月	51	31	25	34	34	34
行動援護	人/月	8	8	7	7	8	8
	時間/月	268	274	236	237	271	271
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	32	35	34	35	37	38
	時間/月	518	506	515	523	567	578

※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 令和2年度現在、町内には、居宅介護の提供事業所が5か所、重度訪問介護が5か所、行動援護が1か所、同行援護が1か所あります。
- 利用実績について、全体では横ばいの状況ですが、居宅介護が微増、同行援護と行動援護は利用時間が微減となっています。
- 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上のため、技術や知識の習得に対する指導・助言などを行います。
- ・ 利用者が必要なサービスを受けられるよう、相談などを通して状況を把握し、適切な支援に努めます。

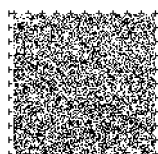
2 日中活動系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	人/月	93	97	100	104	108	112
	人日/月	1,861	1,924	2,010	2,288	2,376	2,464
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	9	13	16	19	22
	人日/月	76	138	178	352	418	484
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	6	22	22	22



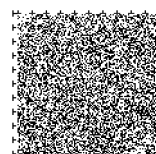
②第5期計画の実績と第6期計画の見込量（続き）

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	人/月	5	7	10	13	16	19
	人日/月	83	128	184	286	352	418
就労継続支援 (A型)	人/月	10	11	13	15	17	19
	人日/月	202	211	259	330	374	418
就労継続支援 (B型)	人/月	65	66	69	71	73	75
	人日/月	1,180	1,202	1,268	1,562	1,606	1,650
就労定着支援	人/月	1	1	3	4	5	6
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
	人日/月	183	190	184	186	186	186
短期入所 (ショートステイ)	人/月	9	12	6	13	14	15
	人日/月	39	68	58	85	92	98

※令和2年度は見込

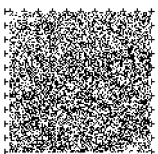
③現状と見込量の考え方

- 令和2年度現在、町内には、生活介護の提供事業所が4か所、就労継続支援（B型）が3か所、ショートステイが1か所あります。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援、療養介護の提供事業者は町内にはなく、町外の事業所を利用しています。
- 日中活動系サービスの利用実績について、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）といった就労系のサービスや自立訓練（生活訓練）が増加傾向となっているほか、生活介護についても微増傾向となっています。
- 本町では、杉戸町障がい者就労支援センターを設置し、就労のサポートをしています。
- 埼玉北部地区地域自立支援協議会の就労支援部会では、就労支援に関する情報交換や問題・課題の検討、就労に向けた地域における仕組みづくりなどを実施しています。
- 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設・商工会などが持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があることから、埼玉北部地区地域自立支援協議会を中心としたネットワークの充実に努めます。
- ・ 町内の施設は限られていることから、関係機関や団体、周辺市町と連携を図りつつ、新たなサービスも含めたサービス提供体制の確保に向け、事業者の実施意向等の情報収集・利用調整を図ります。
- ・ サービス利用者に対して、杉戸町障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、センターへの利用登録の促進に努めます。また、調整会議を開き、関係機関との連携の強化に努めます。



3 居住系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
自立生活援助	障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 (平日の日中は日中活動の事業を利用)
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(平日の日中は日中活動の事業を利用)

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	人/月	1	2	1	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	34	39	42	46	50	54
施設入所支援	人/月	52	51	50	52	52	52

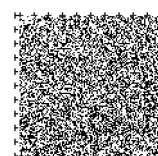
※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 令和2年度現在、町内には、グループホームが4か所、入所施設が1か所あります。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は増加傾向です。一方、自立生活援助は横ばい、施設入所支援は微減の状況です。
- ・ 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域での生活を希望している方にグループホーム等を体験利用してもらい、円滑な地域移行が可能となるような方策の検討を進めます。
- ・ 障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援に努めます。
- ・ グループホームのサービスの質の向上を図るため、各種セミナーや職員研修などの情報提供を行います。
- ・ 入所を必要とする人に対して、入所施設に関する情報提供を行います。
- ・ 事業者へ情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。



4 相談支援

①サービスの種類と内容

名称	内容
計画相談支援	指定障害福祉サービス又は地域相談支援（「地域移行支援」、「地域定着支援」）を利用するすべての人に、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人について、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の支援が必要となった際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人/月	40	47	51	55	59	64
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	6	6	8	8	9	10

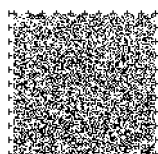
※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 計画相談支援の利用実績は増加傾向です。
- ・ 令和2年度現在、町内には、計画相談支援の事業所が1か所あります。
- ・ 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼玉北部地区地域自立支援協議会において、相談支援事業に関する相談支援事業所間の連携・調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 町内の事業者指定特定相談事業所開設の説明を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 障害福祉サービス、又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対して、計画的な支援プランの作成ができる環境を整備するため、広く情報提供に努めます。



5 障害児通所支援等

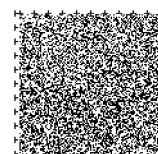
①サービスの種類と内容

名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもについて、「児童発達支援」（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を、総合調整するコーディネーターを配置します。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	人/月	17	18	19	20	21	22
	利用日数	198	172	209	215	225	236
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	54	75	74	84	94	104
	利用日数	678	866	842	993	1,112	1,230
保育所等訪問支援	人/月	1	1	0	2	2	3
	利用日数	1	1	0	2	2	3
障害児相談支援	人/月	12	20	21	33	40	46
医療的ケア児コーディネーターの配置	配置人数	3	4	4	4	4	4

※令和2年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 障害児相談支援をはじめ、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用実績は増加傾向にあります。
- ・ 令和2年度現在、町内には、児童発達支援の施設は6か所、放課後等デイサービスの施設は6か所あります。
- ・ 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。

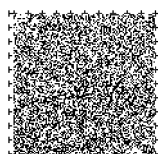
④見込量確保のための方策

- ・ アンケート調査の結果から、児童発達支援と放課後等デイサービスは、今後も利用ニーズが高いことが予想されるため、医療的ケア児への対応も含め、事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入の促進に努めます。
- ・ 障害児相談支援については、埼玉北部地区地域自立支援協議会において、相談支援事業所間における連携調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 圏域内の事業者障害児相談支援事業所開設の説明を行い、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、国・埼玉県の動向を踏まえつつ、埼玉北部地区地域自立支援協議会の構成市町と連携し進めていきます。

⑤子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ

- ・ 子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、町内の保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ人数を見込みます。

施設名	人数	R3	R4	R5
保育所	人/年	5	5	5
幼稚園	人/年	5	5	5
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人/年	9	9	9



6 地域生活支援事業

(1) 理解促進や自発的活動支援

①事業の種類と内容

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	件/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件/年	3	3	3	3	3	3

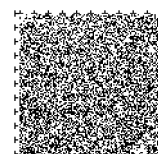
※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 理解促進研修・啓発事業においては、障害者週間の期間中に障がい者週間記念事業を実施しました。
- ・ 令和元年度に、3市2町で埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を共同設置し、障がい者差別の解消に向けた取組を推進する体制を構築しました。
- ・ 自発的活動支援事業においては、各障がい者団体への助成を実施しました。

④見込量確保のための方策

- ・ 障がい者週間記念事業の充実を図り、障がい者に対する地域の理解を深めるとともに、社会と関わる機会の創出に努めます。
- ・ 自発的活動支援事業により、各障がい者団体の活動の補助に努めます。
- ・ 埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を共同運営し、障がい者の差別事案の検討や合理的配慮について研究し、差別の解消に向けた取組を進めていきます。
- ・ ヒアリング調査の結果によると、各障がい者団体の会員の高齢化や会員の減少が大きな問題となっています。そのため、障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行います。



(2) 相談支援

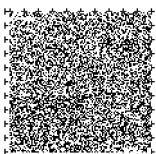
①事業の種類と内容

名称	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、判断能力が不十分な障がい者に、障害福祉サービスの利用契約などが適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	件数	1	0	1	1	1	2

※令和2年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 相談支援事業は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）の共同で埼玉北障害者生活支援センターを設置し、3事業所に委託しています。3障がい（身体・知的・精神）に対応したきめ細かな委託相談支援を行っています。
- ・ サービス等利用計画などの質の向上を図るための体制や相談支援事業所、医療機関、事業所などによる地域移行のネットワークの構築に努めます。
- ・ 障害者虐待防止法の趣旨をふまえ、障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化に努めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、埼玉県発達障害者支援センター及び埼玉県高次脳機能障害者支援センターにおいて相談支援等の各種事業を実施しています。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼玉北地区地域自立支援協議会の各部会において、テーマに応じた関連機関との連携・情報交換等を行うとともに、地域課題に対する支援方策などの検討を進めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、町においても、対象者及びその家族の窓口相談に応じるとともに、相談支援事業所との連携を図ります。
- ・ 障がい者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。また、市民後見制度の普及促進に努めます。
- ・ 総合相談・専門相談や権利擁護・虐待防止等、相談支援の拠点整備が求められていることから、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を進めます。
- ・ 埼玉北地区地域自立支援協議会においては、次の6つの事項の協議を行うとともに、広域における相談支援の充実・強化を図ります。

- | |
|---|
| 1 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関する
こと |
| 2 困難事例への対応のあり方に関すること |
| 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること |
| 4 地域の社会資源の開発及び改善に関すること |
| 5 市町村相談支援機能強化事業に関すること |
| 6 その他協議会の関係市町が必要と認める事項に関すること |

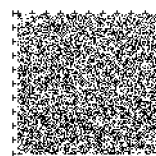
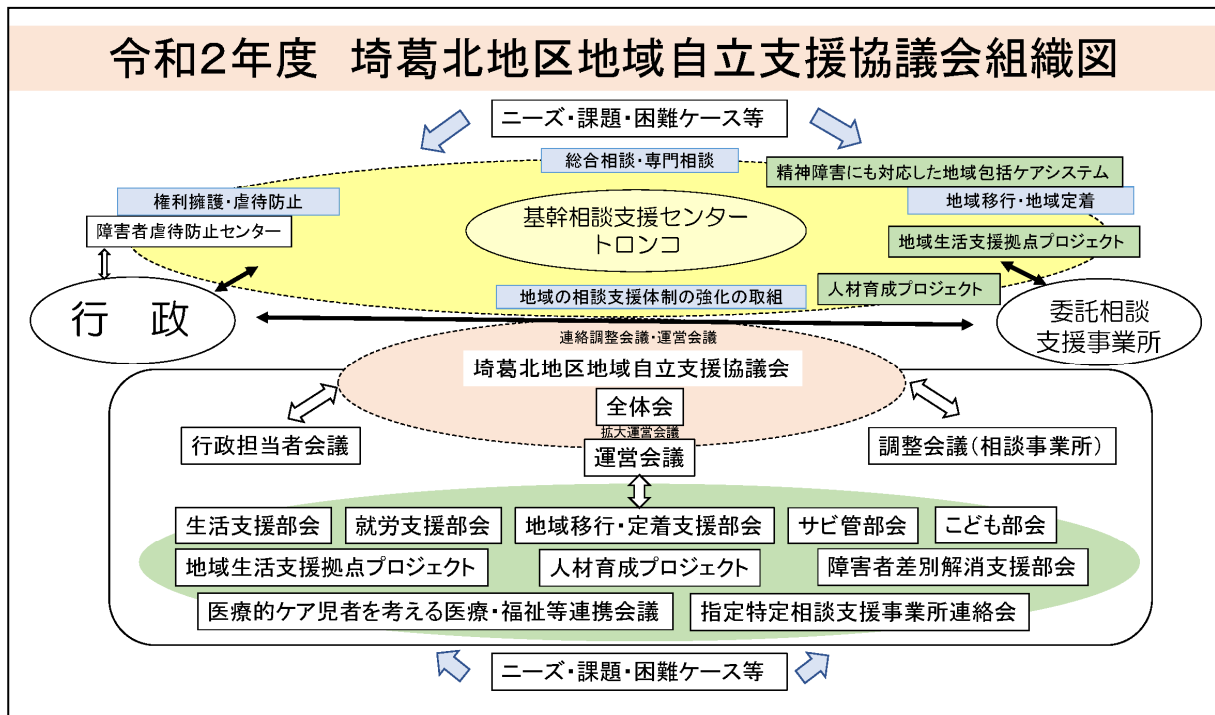
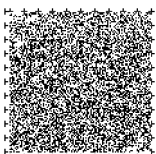


図 埼葛北地区地域自立支援協議会組織図



埼葛北地区地域自立支援協議会は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）で設置しています。協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす場として、定期的に協議を行います。

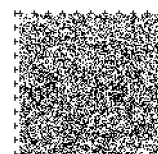
また、各種部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策の検討も行います。



(3) 生活支援

①事業の種類と内容

名称	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいにより日常生活を営むのに支障がある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人等に対し、急病や災害などの時に、受信センター等に簡単な操作によって通報できる機器を給付又は貸与します。
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援と一時的な休息のため、障がいのある人等が日中活動の場を利用することができます。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、要約筆記奉仕員の養成を推進します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するとき、教習費用の一部補助を受けられます。
自動車改造等助成事業	身体障がいのある人が自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の助成が受けられます。



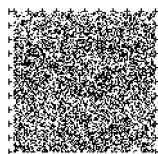
②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	件/年	134	57	45	60	60	60
手話通訳者派遣事業	件/年	126	49	40	50	50	50
要約筆記者派遣事業	件/年	8	8	5	10	10	10
日常生活用具給付等事業	件/年	873	944	1,031	1,116	1,194	1,272
介護・訓練支援用具	件/年	2	5	4	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	5	4	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	4	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	858	923	1,014	1,092	1,170	1,248
居宅生活動作補助用具	件/年	0	3	1	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	21	8	14	20	20	20
移動支援事業	人/年	14	19	14	14	19	19
	時間/年	1,851	2,216	1,784	2,216	2,383	2,383
訪問入浴サービス事業	人/年	5	6	6	7	8	9
緊急通報装置設置事業	人/年	6	5	4	6	6	6
日中一時支援事業	人/年	8	10	6	10	10	10
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	6	5	4	8	9	10
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造等助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 意思疎通支援事業の利用実績は、実利用者の減少に伴い、減少傾向にあります。事業の周知を図り、利用の促進に努めます。
- ・ 日常生活用具給付等事業（排泄管理支援用具、情報・意思疎通支援用具）の利用実績は増加傾向にあるものの、その他の事業は横ばいか減少傾向となっています。
- ・ 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による実施に努めます。
- ・ 日常生活用具の情報収集や障がいのある人のニーズを把握し、事業の充実に努めます。
- ・ 奉仕員養成研修事業については、講習会修了者に対して次回の講習会の案内やサークル活動の紹介などを行い、継続的な人材育成に努めます。
- ・ 移動支援事業を活用し、外出・余暇活動等の社会参加の機会の確保に努めます。

（４）活動と交流機会の確保

①事業の種類と内容

名称	内容
地域活動支援センター等	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場として利用することができます。

②第５期計画の実績と第６期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター等	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	46	47	47	48	49	50

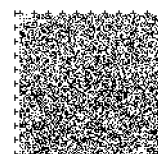
※令和２年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 利用実績は横ばいの状況です。
- ・ 令和２年度現在、３市２町の広域実施による地域活動支援センターが１か所あります。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域活動支援センターが、地域の創作的活動又は生産活動の機会を提供する場となるよう、情報提供に努めます。また、継続的な事業運営や事業の充実に努めます。今後とも各種支援に努めます。



(5) その他事業

①事業の種類と内容

名称	内容
福祉タクシー利用料金助成事業	タクシーの利用料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成事業	自動車等の燃料費の一部を助成します。

②第5期計画の実績と第6期計画の見込量

名称	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉タクシー利用料金助成事業	人/年	429	424	410	420	420	420
自動車等燃料費助成事業	人/年	697	684	690	690	690	690

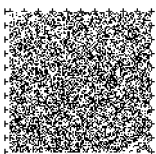
※令和2年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 福祉タクシー利用料金助成事業と自動車等燃料費助成事業の利用は、いずれも高い実績となっています。
- 第5期計画の実績を基に、令和3～5年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- アンケート調査では、今後も高い利用ニーズが予想されることから、障がいのある人の社会参加を支える事業として、継続的な実施に努めます。



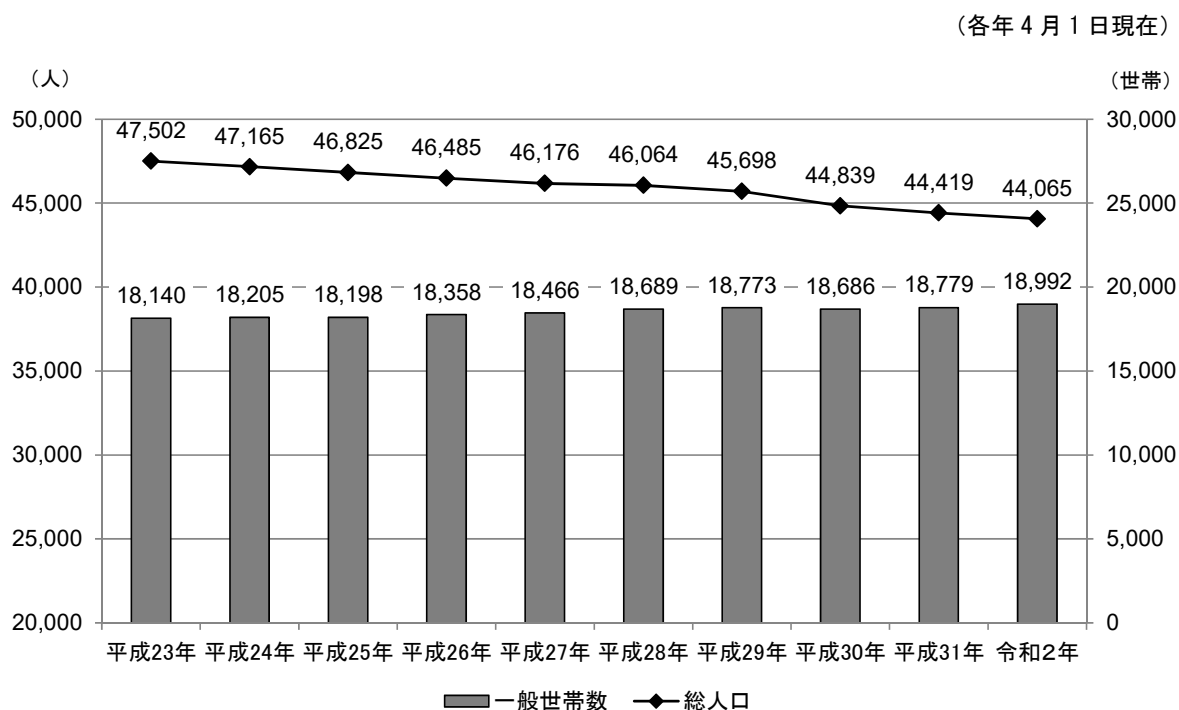
資料編

1 基礎的データ

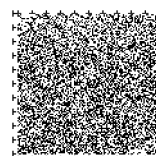
(1) 総人口・世帯数の推移

杉戸町の総人口は、平成23年以降減少しており、令和2年は44,065人となっています。

一方、世帯数は、年度によりばらつきはあるものの増加傾向となっており、令和2年は18,992世帯となっています。



資料：杉戸町（丁）字別人口調査



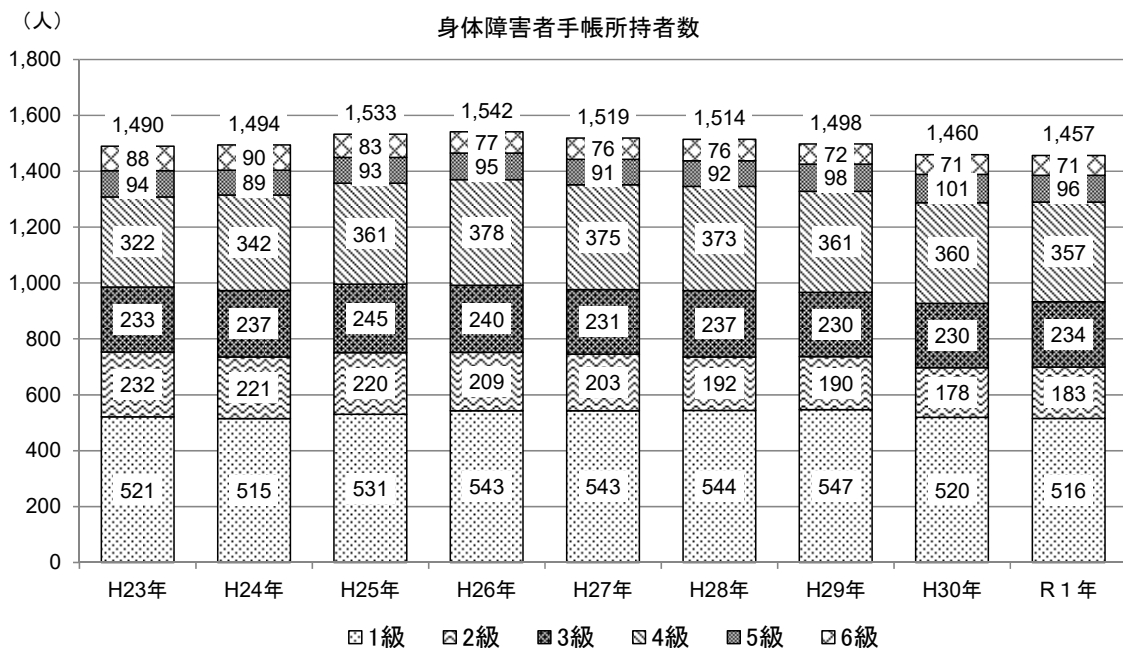
(2) 障がい者（児）の現状

①障がいの等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は、平成 26 年度までは増加していましたが、平成 27 年度に減少に転じ、令和元年度末は 1,457 人、人口に占める割合は 3.3% となっています。

手帳の等級については、1 級が最も多く、次いで 4 級が多くなっています。

平成 23 年度から令和元年度までの所持者数合計の伸び率は、マイナス 2.2%（－33 人）、等級別でみると、2 級と 6 級の減少幅が大きくなっています。

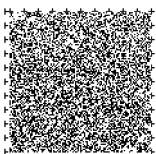


等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

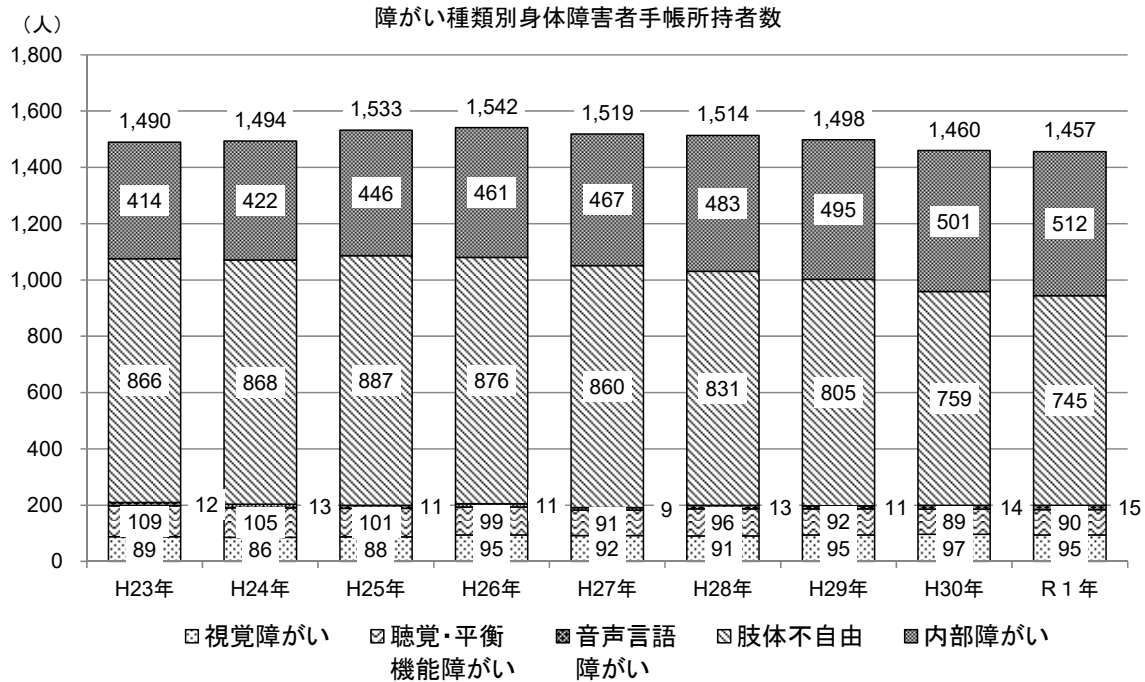
		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
合計		1,490 100.0%	1,494 100.0%	1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	1,498 100.0%	1,460 100.0%	1,457 100.0%	△2.2%
等級	1級	521 35.0%	515 34.5%	531 34.6%	543 35.2%	543 35.7%	544 35.9%	547 36.5%	520 35.6%	516 35.4%	△1.0%
	2級	232 15.6%	221 14.8%	220 14.4%	209 13.6%	203 13.4%	192 12.7%	190 12.7%	178 12.2%	183 12.6%	△21.1%
	3級	233 15.6%	237 15.9%	245 16.0%	240 15.6%	231 15.2%	237 15.7%	230 15.4%	230 15.8%	234 16.1%	0.4%
	4級	322 21.6%	342 22.9%	361 23.5%	378 24.5%	375 24.7%	373 24.6%	361 24.1%	360 24.7%	357 24.5%	10.9%
	5級	94 6.3%	89 6.0%	93 6.1%	95 6.2%	91 6.0%	92 6.1%	98 6.5%	101 6.9%	96 6.6%	2.1%
	6級	88 5.9%	90 6.0%	83 5.4%	77 5.0%	76 5.0%	76 5.0%	72 4.8%	71 4.9%	71 4.9%	△19.3%

資料：福祉課



②障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。内部障がいの増加については、平成23年度末現在と比べると23.7%（98人）の増加となっています。

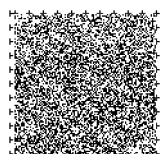


障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人 各年度末現在）

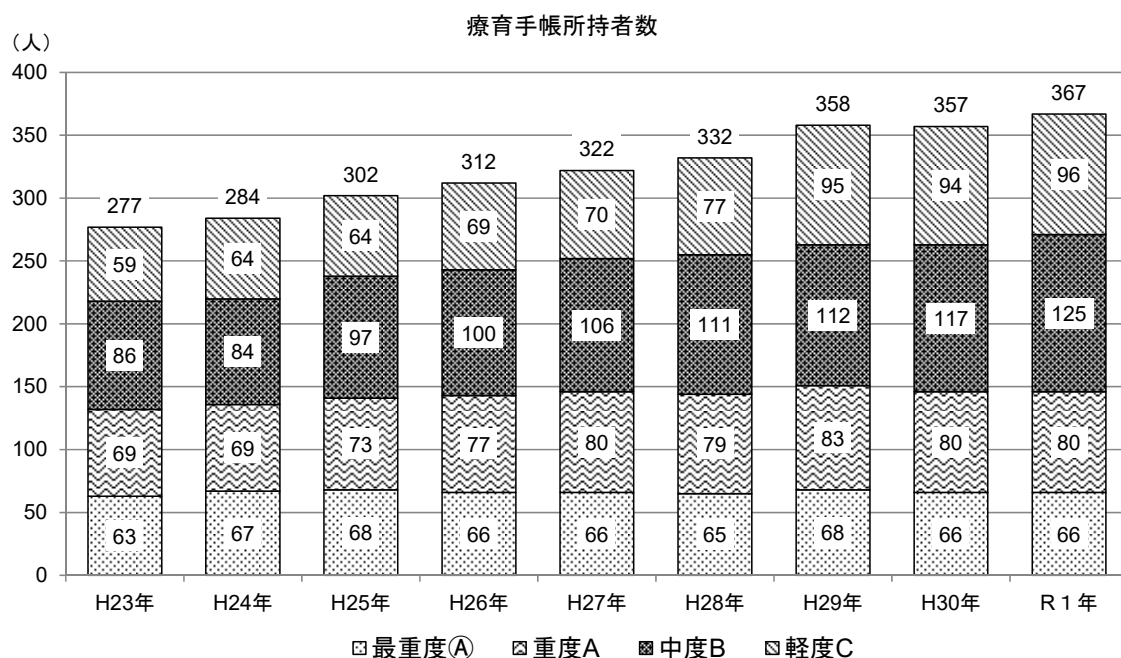
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
合計	1,490 100.0%	1,494 100.0%	1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	1,498 100.0%	1,460 100.0%	1,457 100.0%	△2.2%
障がいの種類	視覚障がい	89 6.0%	86 5.8%	88 5.7%	95 6.2%	92 6.1%	95 6.3%	97 6.6%	95 6.5%	6.7%
	聴覚・平衡機能障がい	109 7.3%	105 7.0%	101 6.6%	99 6.4%	91 6.0%	92 6.1%	89 6.1%	90 6.2%	△17.4%
	音声言語障がい	12 0.8%	13 0.9%	11 0.7%	11 0.7%	9 0.6%	13 0.9%	11 0.7%	14 1.0%	25.0%
	肢体不自由	866 58.1%	868 58.1%	887 57.9%	876 56.8%	860 56.6%	831 54.9%	805 53.7%	745 51.1%	△14.0%
	内部障がい	414 27.8%	422 28.2%	446 29.1%	461 29.9%	467 30.7%	483 31.9%	495 33.0%	501 34.3%	23.7%

資料：福祉課



③療育手帳所持者数

療育手帳所持者は増加傾向にあり、令和元年度末では 367 人となっています。そのなかでも軽度Cの方の増加が著しく、平成 23 年度末現在と比べると 62.7%（37 人）の増加となっています。

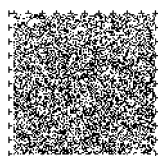


療育手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

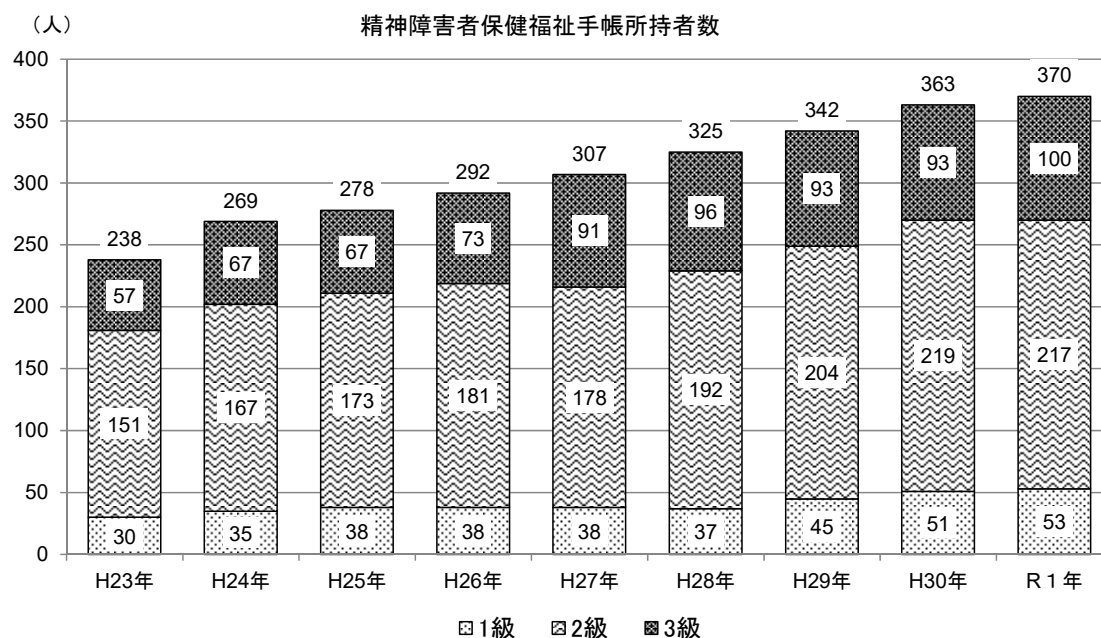
		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
合計		277 100.0%	284 100.0%	302 100.0%	312 100.0%	322 100.0%	332 100.0%	358 100.0%	357 100.0%	367 100.0%	32.5%
等級	最重度 ①	63 22.7%	67 23.6%	68 22.5%	66 21.2%	66 20.5%	65 19.6%	68 19.0%	66 18.5%	66 18.0%	4.8%
	重度 A	69 24.9%	69 24.3%	73 24.2%	77 24.7%	80 24.8%	79 23.8%	83 23.2%	80 22.4%	80 21.8%	15.9%
	中度 B	86 31.0%	84 29.6%	97 32.1%	100 32.1%	106 32.9%	111 33.4%	112 31.3%	117 32.8%	125 34.1%	45.3%
	軽度 C	59 21.3%	64 22.5%	64 21.2%	69 22.1%	70 21.7%	77 23.2%	95 26.5%	94 26.3%	96 26.2%	62.7%

資料：福祉課



④精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者についても、近年増加傾向となっており、平成23年度末現在と比べると伸び率は55.5%(132人)の増加となっています。また、等級別の所持者数では一貫して2級が多くなっていますが、伸び率は1級と3級が高くなっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
合計	238 100.0%	269 100.0%	278 100.0%	292 100.0%	307 100.0%	325 100.0%	342 100.0%	363 100.0%	370 100.0%	55.5%
等級	1級	30 12.6%	35 13.0%	38 13.7%	38 13.0%	37 12.4%	45 13.2%	51 14.0%	53 14.3%	76.7%
	2級	151 63.4%	167 62.1%	173 62.2%	181 62.0%	178 58.0%	192 59.1%	204 59.6%	219 60.3%	43.7%
	3級	57 23.9%	67 24.9%	67 24.1%	73 25.0%	91 29.6%	96 29.5%	93 27.2%	100 27.0%	75.4%

資料：福祉課

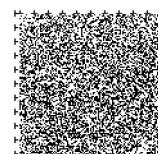
⑤精神通院医療費公費負担受給者数

精神通院医療費公費負担受給者数については、年々増加しています。

(単位：人 各年度末現在)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
受給者数	483	510	514	534	542	594	594	646	666	37.9%

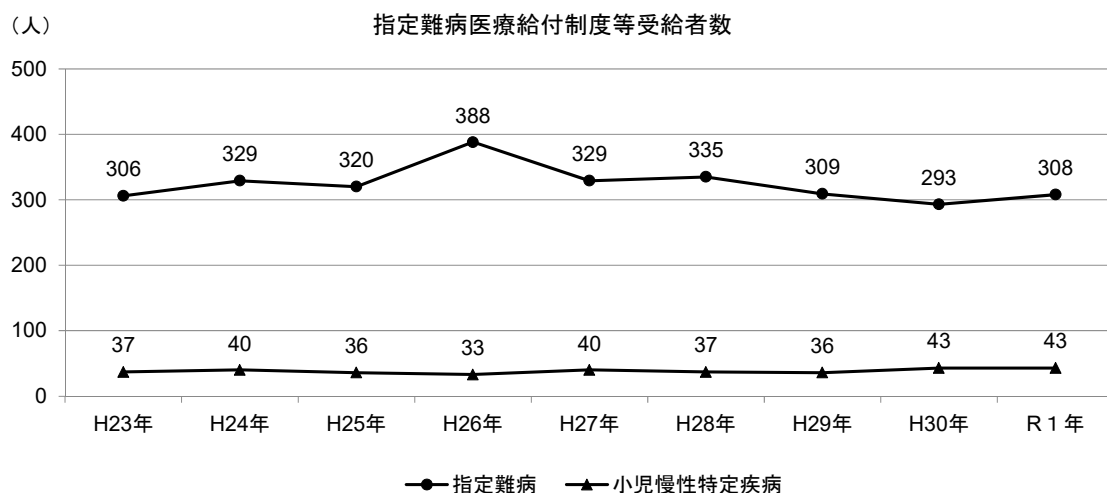
資料：福祉課



⑥指定難病医療給付制度等受給者数

指定難病医療給付制度の受給者数は、平成 26 年度に過去最高の人数となり、その後いったん減少しましたが、直近 3 年間では 300 人前後で横ばいの状況です。平成 23 年度末との比較ではほぼ同数となっています。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数については、過去 10 年間は概ね 40 人前後となっており、平成 23 年度末現在と比べると伸び率は 16.2%(6 人)の増加となっています。

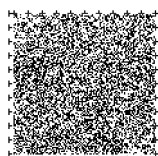


指定難病医療給付制度等受給者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	伸び率 H23→R1
指定難病	306	329	320	388	329	335	309	293	308	0.7%
小児慢性特定疾病	37	40	36	33	40	37	36	43	43	16.2%

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)



■疾患別指定難病医療給付受給者数

(単位：人 令和元年度末現在)

疾患名	人数	疾患名	人数
球脊髄性筋萎縮症	3	再生不良性貧血	4
筋萎縮性側索硬化症	1	特発性血小板減少性紫斑病	2
進行性核上性麻痺	8	原発性免疫不全症候群	3
パーキンソン病	41	IgA腎症	6
大脳皮質基底核変性症	1	多発性嚢胞腎	4
シャルコー・マルー・トウース病	1	黄色靱帯骨化症	3
重症筋無力症	8	後縦靱帯骨化症	8
多発性硬化症/視神経脊髄炎	6	広範脊柱管狭窄症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパシー	3	特発性大腿骨頭壊死症	4
多系統萎縮症	2	下垂体前葉機能低下症	6
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	6	サルコイドーシス	7
もやもや病	1	特発性間質性肺炎	5
神経線維腫症	3	肺動脈性肺高血圧症	3
天疱瘡	2	慢性血栓性肺高血圧症	2
膿疱性乾癬(汎発型)	3	網膜色素変性症	5
高安動脈炎	1	原発性胆汁性肝硬変	4
巨細胞性動脈炎	1	クローン病	12
結節性多発動脈炎	1	潰瘍性大腸炎	60
顕微鏡的多発血管炎	3	好酸球性消化管疾患	1
好酸球性多発欠陥炎症性肉芽腫症	1	筋ジストロフィー	2
悪性関節リウマチ	1	大田原症候群	1
全身性エリテマトーデス	20	類天疱瘡(後天性水泡症を含む)	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	3	一次性ネフローゼ症候群	3
全身性強皮症	13	強直性脊椎炎	2
混合性結合組織病	3	クローンカイト・カナダ症候群	1
シェーグレン症候群	2	好酸球性副鼻腔炎	4
ベーチェット病	8	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1
特発性拡張型心筋症	6		

合計	308
----	-----

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)

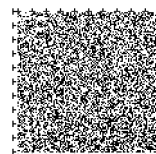
■疾患群別小児慢性特定疾病医療給付受給者数

(単位：人 令和元年度末現在)

疾患群	人数
悪性新生物	10
慢性腎疾患	3
慢性呼吸器疾患	1
慢性心疾患	10
内分泌疾患	8
糖尿病	3
血液疾患	1
神経・筋疾患	2
慢性消化器疾患	3
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2

合計	43
----	----

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)



(3) アンケート調査結果概要

計画の見直しにあたり、障がい者（児）の福祉サービスの利用実態や福祉に関する考えなどを把握し、計画の策定や福祉サービスの改善に役立てるために、アンケート調査を実施しました。

①調査対象者

・身体障害者手帳所持者	1,375 人		
・療育手帳所持者	331 人		
・精神障害者保健福祉手帳所持者	363 人	合計	2,069 人

②調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配付・郵送回収

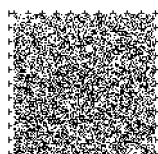
調査期間：令和2年8月4日（火）～8月24日（月）

③回収結果

種 別	配付数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	1,375	679	49.4%
療育手帳所持者	331	148	44.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者	363	165	45.5%
合 計	2,069	992	47.9%

④調査内容

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ご本人について | ・障害福祉サービスについて |
| ・介助や支援の状況について | ・災害時の避難について |
| ・今後の暮らし方などについて | ・相談・権利擁護などについて |
| ・外出や日中活動などについて | ・今後の福祉のまちづくりについて |
| ・就労について | |



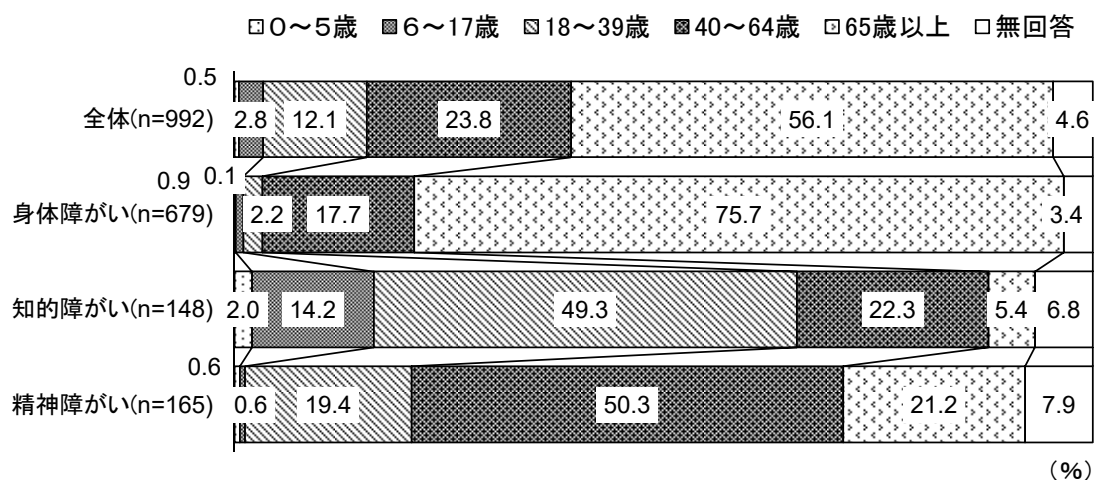
(4) アンケート調査の主な結果

ご本人について

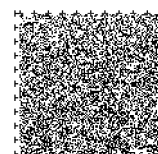
①年齢

本人の年齢をみると、全体では「65 歳以上」が 56.1%で最も多く、過半数を占めています。次いで「40～64 歳」が 23.8%、「18～39 歳」が 12.1%、17 歳以下は 3.3%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「65 歳以上」、知的障がいでは「18～39 歳」、精神障がいでは「40～64 歳」の割合が高くなっています。



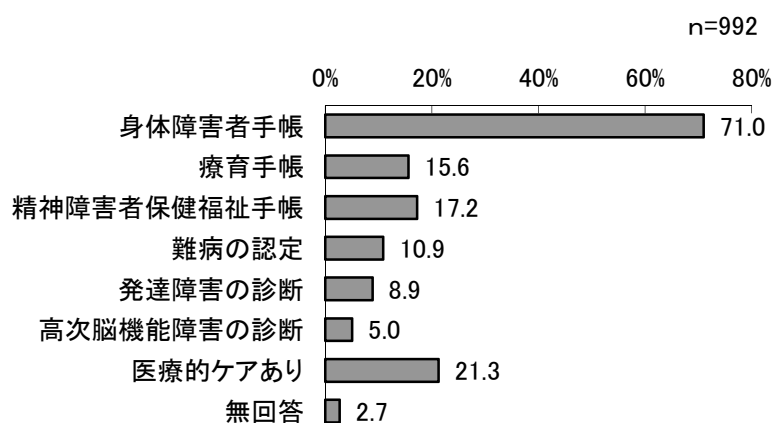
※障がい別のクロス集計は、対象者抽出時の区分です。(調査票を3障がいで色分け)



②手帳の所持や診断等の状況

手帳や診断等の状況をみると、身体障害者手帳所持者が 71.0%、療育手帳所持者が 15.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 17.2%などとなっています。

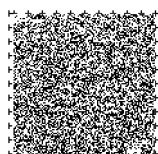
重複障害の状況をみると、身体障害者手帳所持者では「医療的ケアあり」、療育手帳所持者では「発達障害の診断」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「身体障害者手帳」の割合が高くなっています。



【重複障がいの状況】

上段: 人 下段: %	合計	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	難病の認定	発達障害の診断	高次脳機能障害の診断	医療的ケアあり
全体	992 100.0	704 71.0	155 15.6	171 17.2	108 10.9	88 8.9	50 5.0	211 21.3
身体障害者手帳	704 100.0	704 100.0	31 4.4	45 6.4	89 12.6	13 1.8	38 5.4	186 26.4
療育手帳	155 100.0	31 20.0	155 100.0	10 6.5	13 8.4	60 38.7	8 5.2	18 11.6
精神障害者保健福祉手帳	171 100.0	45 26.3	10 5.8	171 100.0	13 7.6	23 13.5	12 7.0	19 11.1
難病の認定	108 100.0	89 82.4	13 12.0	13 12.0	108 100.0	10 9.3	5 4.6	34 31.5
発達障害の診断	88 100.0	13 14.8	60 68.2	23 26.1	10 11.4	88 100.0	8 9.1	12 13.6
高次脳機能障害の診断	50 100.0	38 76.0	8 16.0	12 24.0	5 10.0	8 16.0	50 100.0	12 24.0
医療的ケアあり	211 100.0	186 88.2	18 8.5	19 9.0	34 16.1	12 5.7	12 5.7	211 100.0

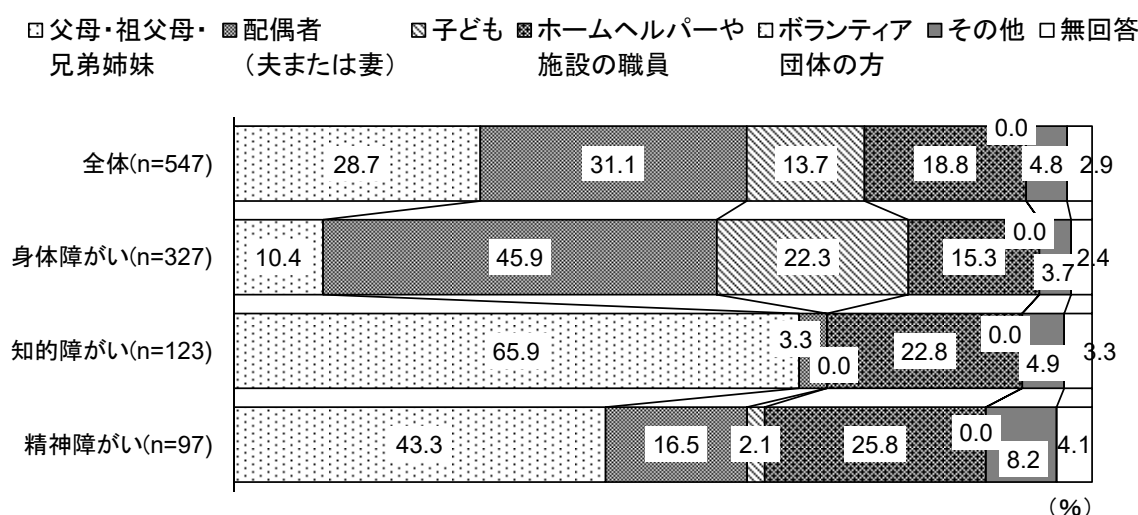
※上記は回答結果をもとに集計した結果であるため、障がい別のクロス集計の母数とは手帳所持者の数が異なります。



③主な介助者

主な介助者は、「配偶者（夫または妻）」が 31.1%、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 28.7%、「ホームヘルパーや施設の職員」が 18.8%の順となっています。

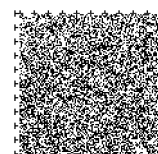
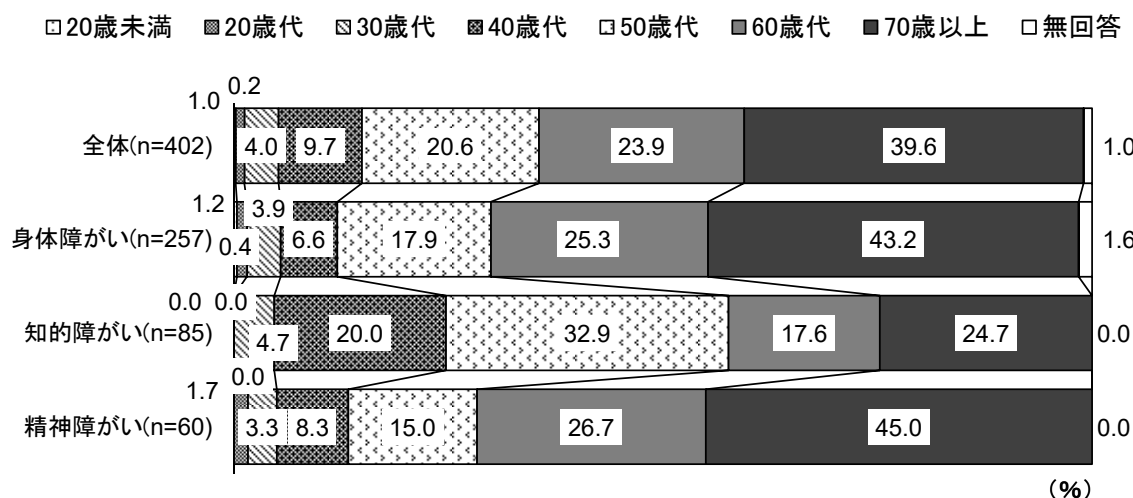
障がい別にみると、身体障がいでは「配偶者」、知的障がい、精神障がいでは「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が高くなっています。



④主な介助者の年齢

主な介助者の年齢は、「70 歳以上」が 39.6%、次いで「60 歳代」が 23.9%、「50 歳代」が 20.6%の順となっており、介助者の6割を超える方が 60 歳代以上となっています。

障がい別にみると、身体障がいと精神障がいでは「70 歳以上」が4割を超えています。

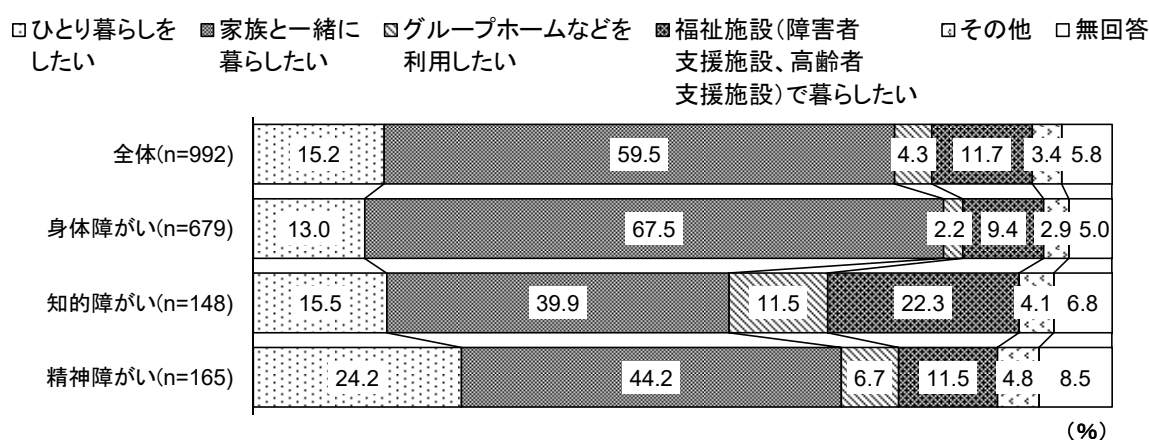


今後の暮らし方などについて

①将来的に希望する暮らし

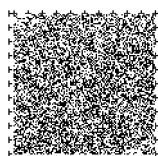
将来的に希望する暮らしについては、「家族と一緒に暮らしたい」が 59.5%、次いで「ひとり暮らしをしたい」が 15.2%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が 11.7%の順となっています。

障がい別では、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっているものの、知的障がいでは「福祉施設で暮らしたい」「グループホームなどを利用したい」、精神障がいでは「ひとり暮らしをしたい」の割合が比較的高くなっています。



現在の暮らしの状況別に将来希望する暮らしをみると、概ね現在の暮らしを将来的にも継続したいという結果となっていますが、グループホームで暮らしている人では「ひとり暮らしをしたい」、福祉施設で暮らしている人は「家族と一緒に暮らしたい」、病院に入院している人は「家族と一緒に暮らしたい」などの割合が比較的高くなっています。

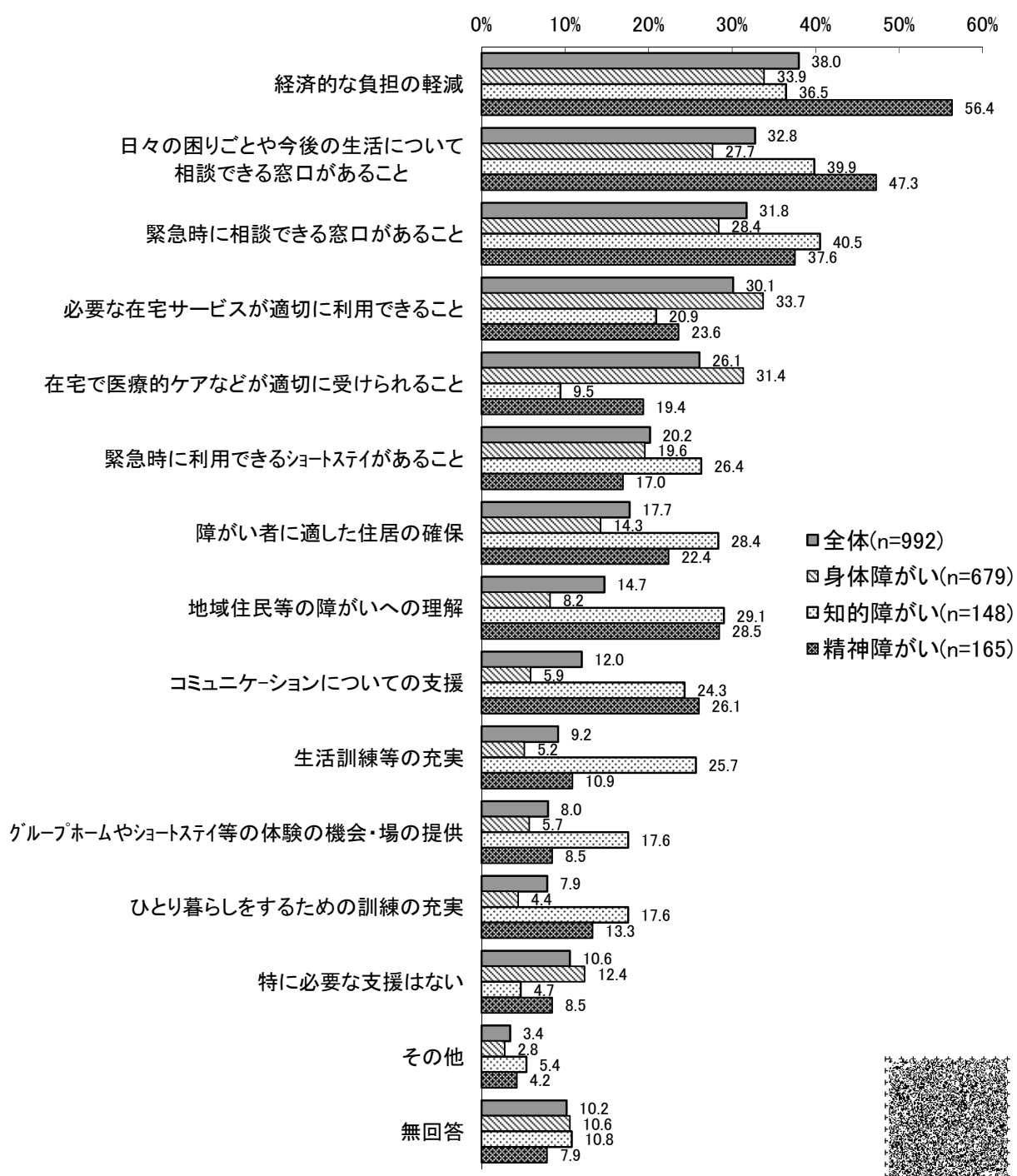
上段：人 下段：%		将来希望する暮らし					
		合計	ひとり暮らしをしたい	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどを利用したい	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	その他
現在の暮らし	ひとりで暮らしている	119 100.0	74 62.2	11 9.2	5 4.2	12 10.1	6 5.0
	家族と暮らしている	725 100.0	60 8.3	550 75.9	20 2.8	53 7.3	15 2.1
	グループホームで暮らしている	32 100.0	10 31.3	3 9.4	13 40.6	2 6.3	0 0.0
	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	59 100.0	3 5.1	8 13.6	3 5.1	41 69.5	2 3.4
	病院に入院している	22 100.0	0 0.0	9 40.9	0 0.0	5 22.7	4 18.2
	その他	21 100.0	2 9.5	7 33.3	2 9.5	3 14.3	6 28.6



②希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るために必要な支援は、全体では「経済的な負担の軽減」が38.0%、次いで「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」が32.8%、「緊急時に相談できる窓口があること」が31.8%の順となっています。

障がい別では、身体障がいでは「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」、知的障がいでは「緊急時に相談できる窓口があること」「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」、精神障がいでは「経済的な負担の軽減」「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」などの割合が比較的高くなっています。

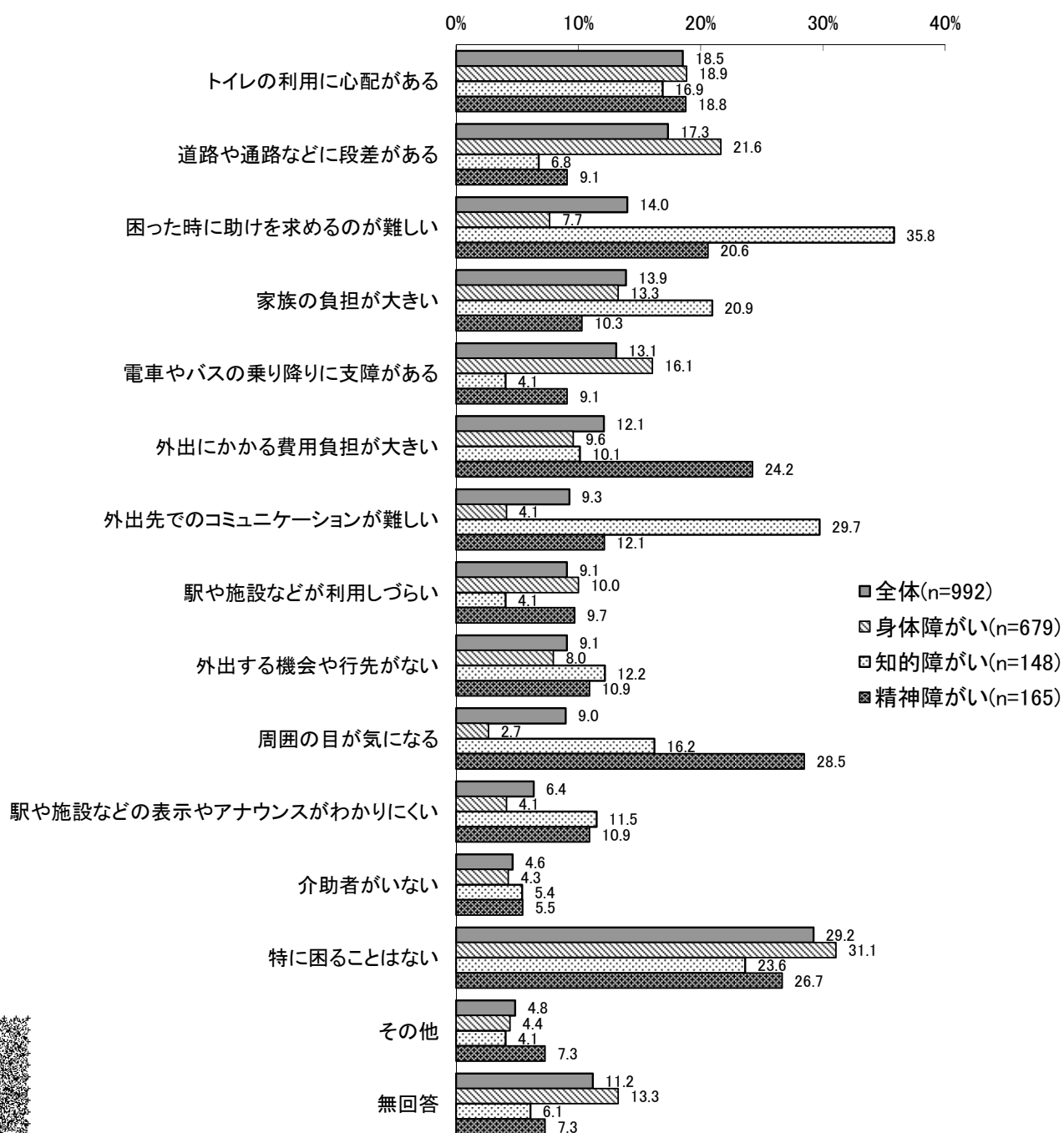


外出や日中活動などについて

①外出に関して困っていること

外出に関して困っていることは、全体では「トイレの利用に心配がある」が18.5%、次いで「道路や通路などに段差がある」が17.3%、「困った時に助けを求めるのが難しい」が14.0%などの順となっています。

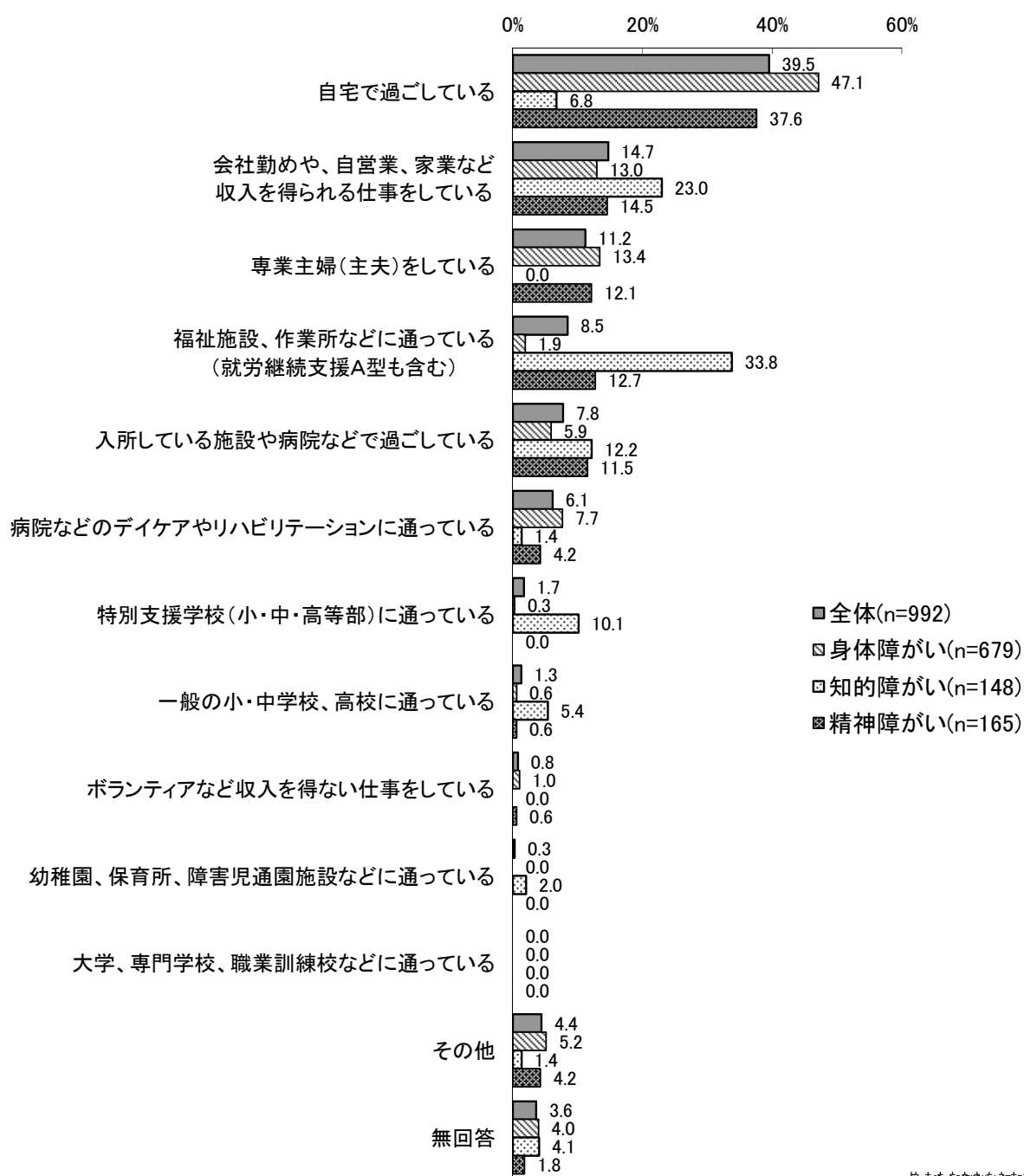
障がい別では、身体障がいでは「道路や通路などに段差がある」、知的障がいでは「困った時に助けを求めるのが難しい」「外出先でのコミュニケーションが難しい」「家族の負担が大きい」、精神障がいでは「周囲の目が気になる」「外出に係る費用負担が大きい」「困った時に助けを求めるのが難しい」などの割合が比較的高くなっています。



②平日日中の主な過ごし方

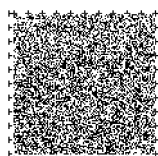
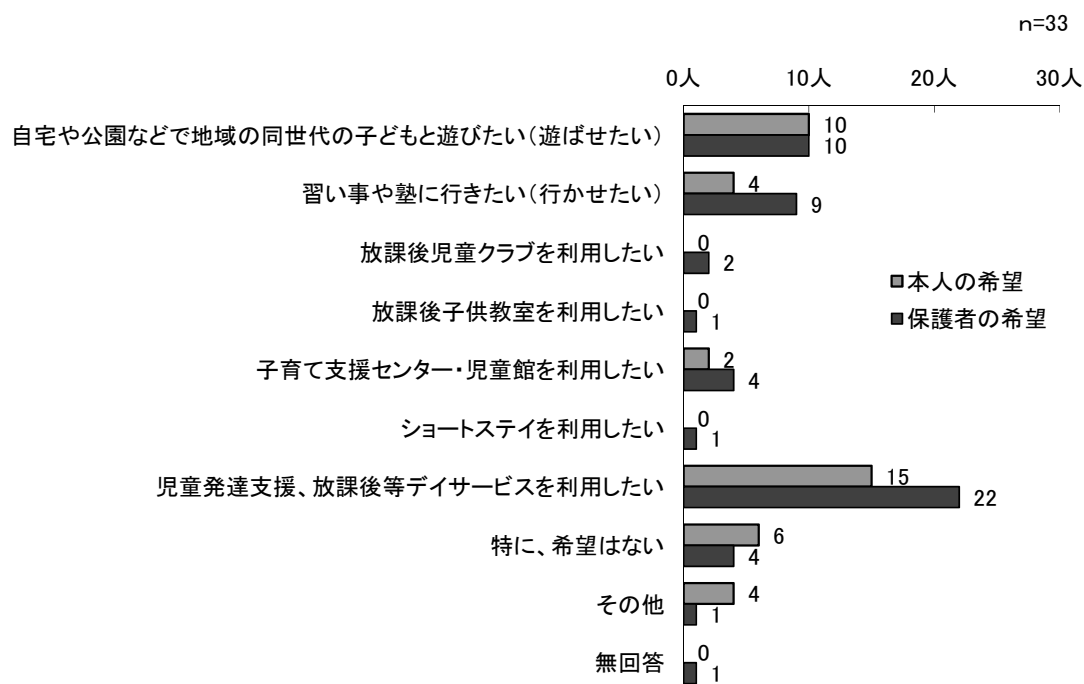
平日日中の主な過ごし方は、全体では「自宅で過ごしている」が 39.5%、次いで「会社勤めや、自営業、家業など収入を得られる仕事をしている」が 14.7%、「専業主婦（主夫）をしている」が 11.2%などの順となっています。

障がい別では、身体障がいと精神障がいで「自宅で過ごしている」、知的障がいで「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」「会社勤めや、自営業、家業など収入を得られる仕事をしている」などの割合が高くなっています。



③放課後や長期休業中などに希望する過ごし方

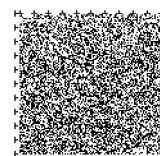
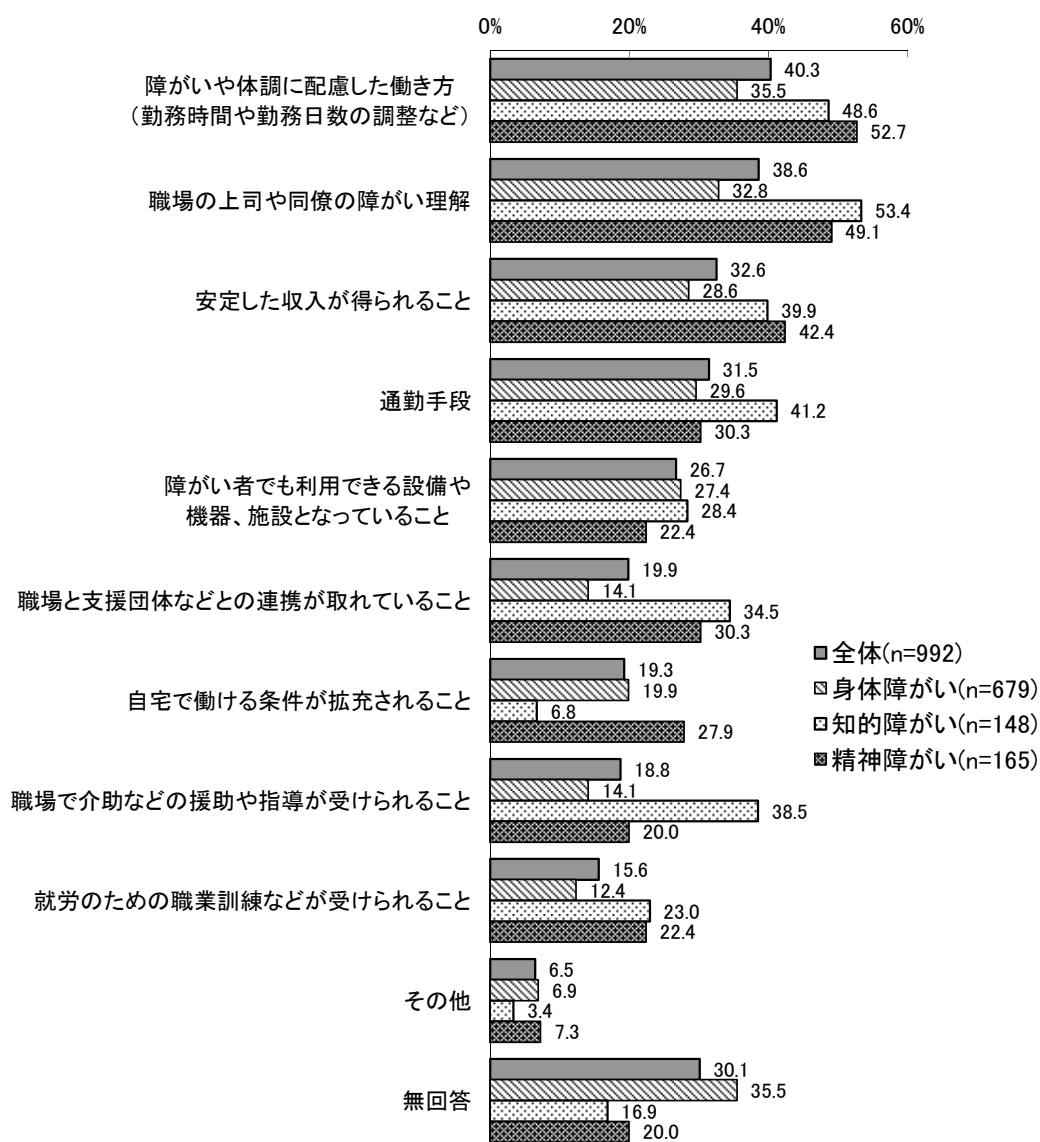
幼稚園や保育所、学校等に通っていると回答した方に、放課後や長期休業中などに本人・保護者が希望する過ごし方を聞いたところ、本人・保護者ともに「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が最も多く、次いで「自宅や公園などで地域の同世代の子どもと遊びたい（遊ばせたい）」、「習い事や塾に行きたい（行かせたい）」の順となっており、本人よりも保護者の方が、福祉サービスを利用したり習い事に行かせたいという希望が高くなっています。



就労について

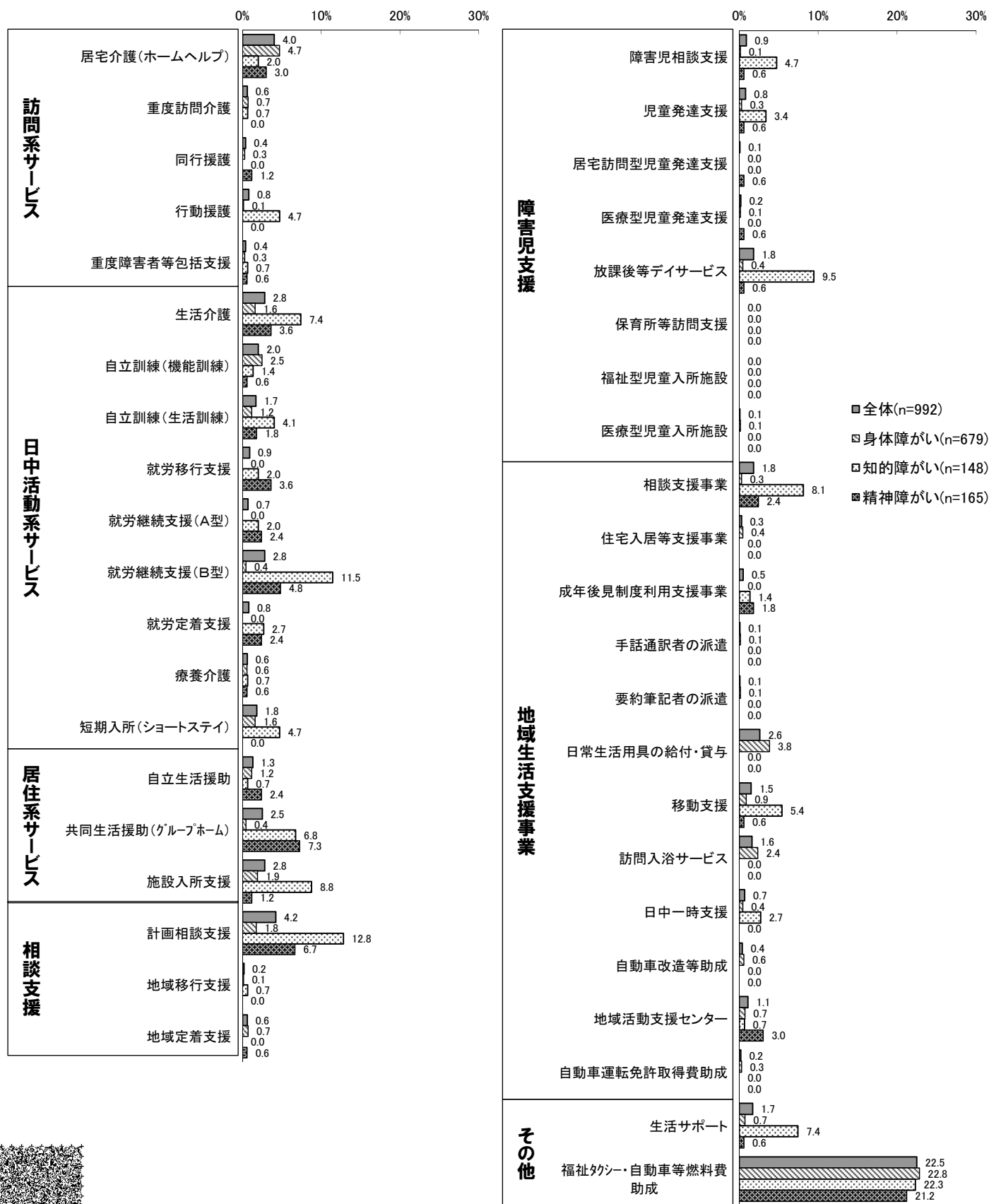
障がい者が働くために必要な環境については、全体では「障がいや体調に配慮した働き方（勤務時間や勤務日数の調整など）」が40.3%、次いで「職場の上司や同僚の障がい理解」が38.6%、「安定した収入が得られること」が32.6%などの順となっています。

障がい別では、知的障がい、精神障がい、全体の上位3位にあげられた選択肢の割合が特に高く、知的障がいでは「職場の上司や同僚の障がい理解」、精神障がいでは「障がいや体調に配慮した働き方」の割合が5割を超えています。加えて、知的障がいでは「通勤手段」「職場で介助などの援助や指導が受けられること」、精神障がいでは「自宅で働ける条件が拡充されること」などが比較的高くなっています。

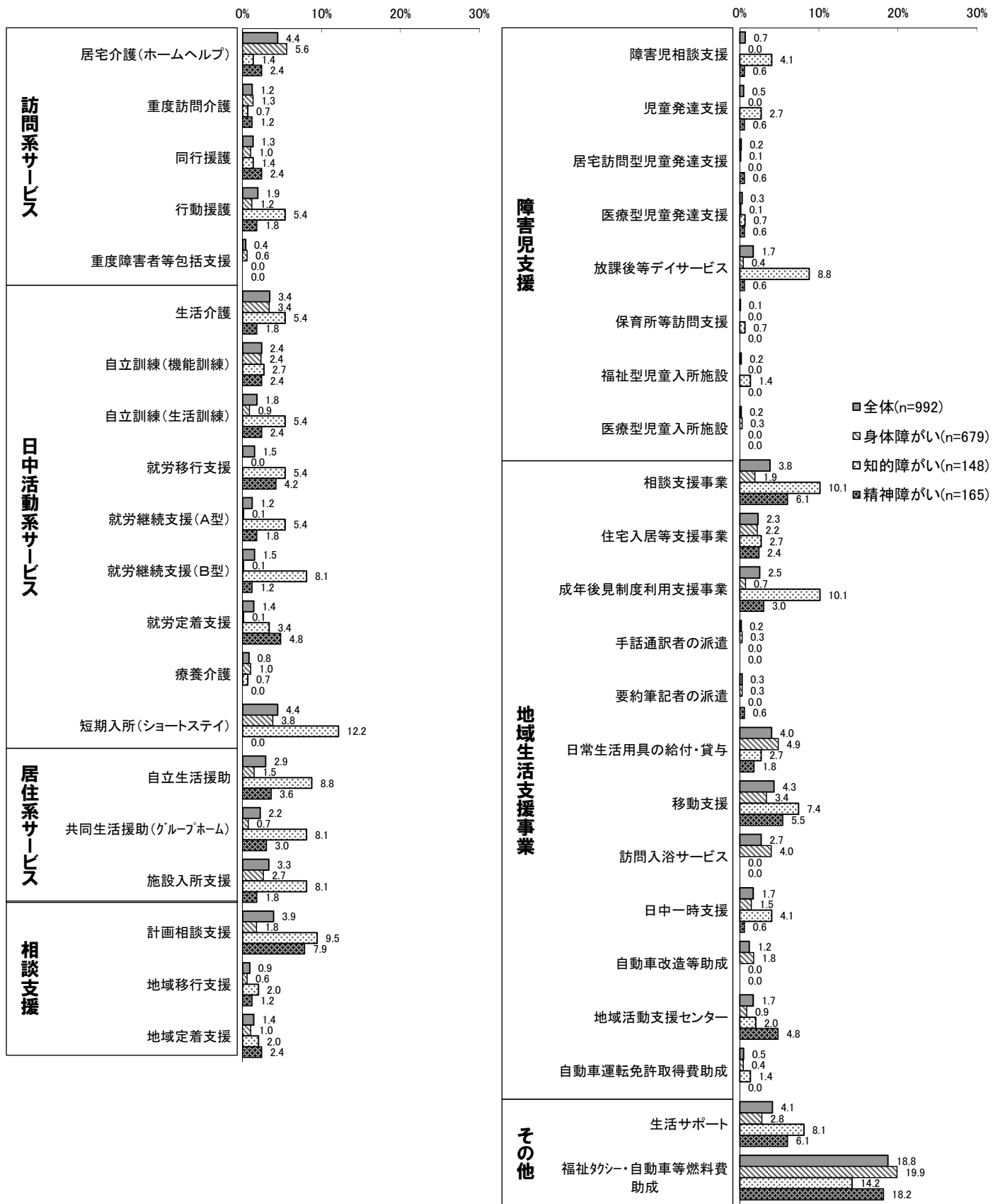


障害福祉サービスについて

①現在利用しているサービス



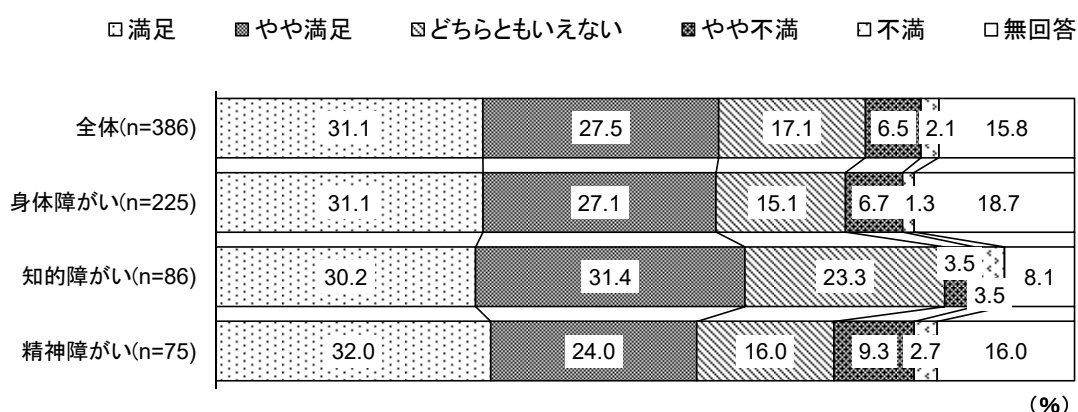
②今後利用したいサービス



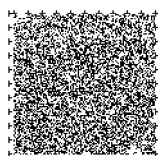
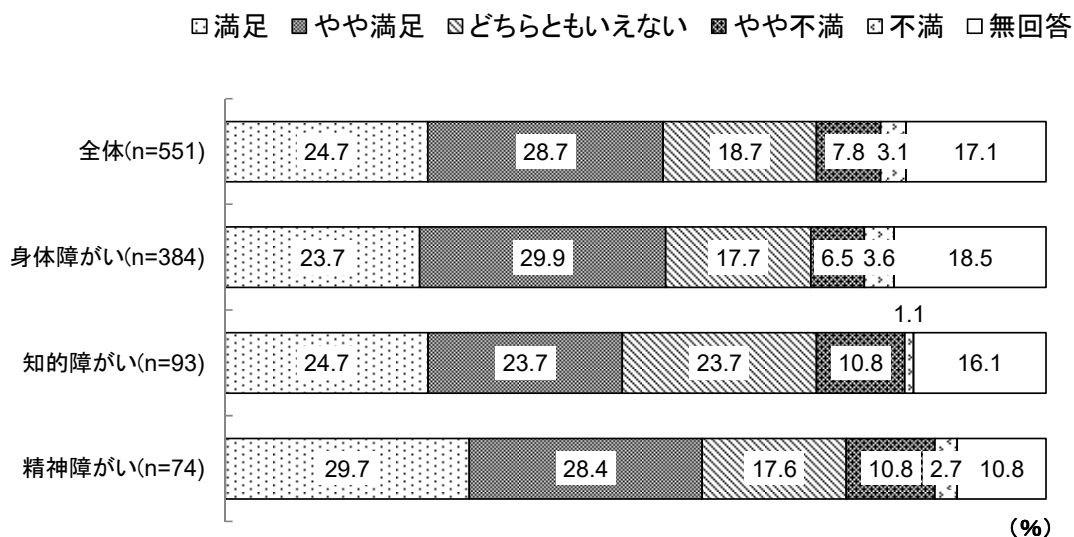
③利用している福祉サービスに満足しているか

何らかの福祉サービスを利用していると回答した方に、福祉サービスに満足しているかどうか聞いたところ、「満足」が31.1%、「やや満足」が27.5%に対し、「やや不満」は6.5%、「不満」は2.1%となっています。前回調査と比較すると、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』の割合は、53.4%から60.6%と約7ポイントの増加となっています。

障がい別でみると、『満足』の割合は身体障がいでは約5ポイント、知的障がいでは約13ポイントの増加となっています。精神障がいでは、『満足』は微減となっているものの、「満足」の割合については微増となっています。



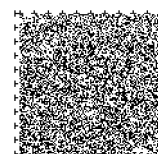
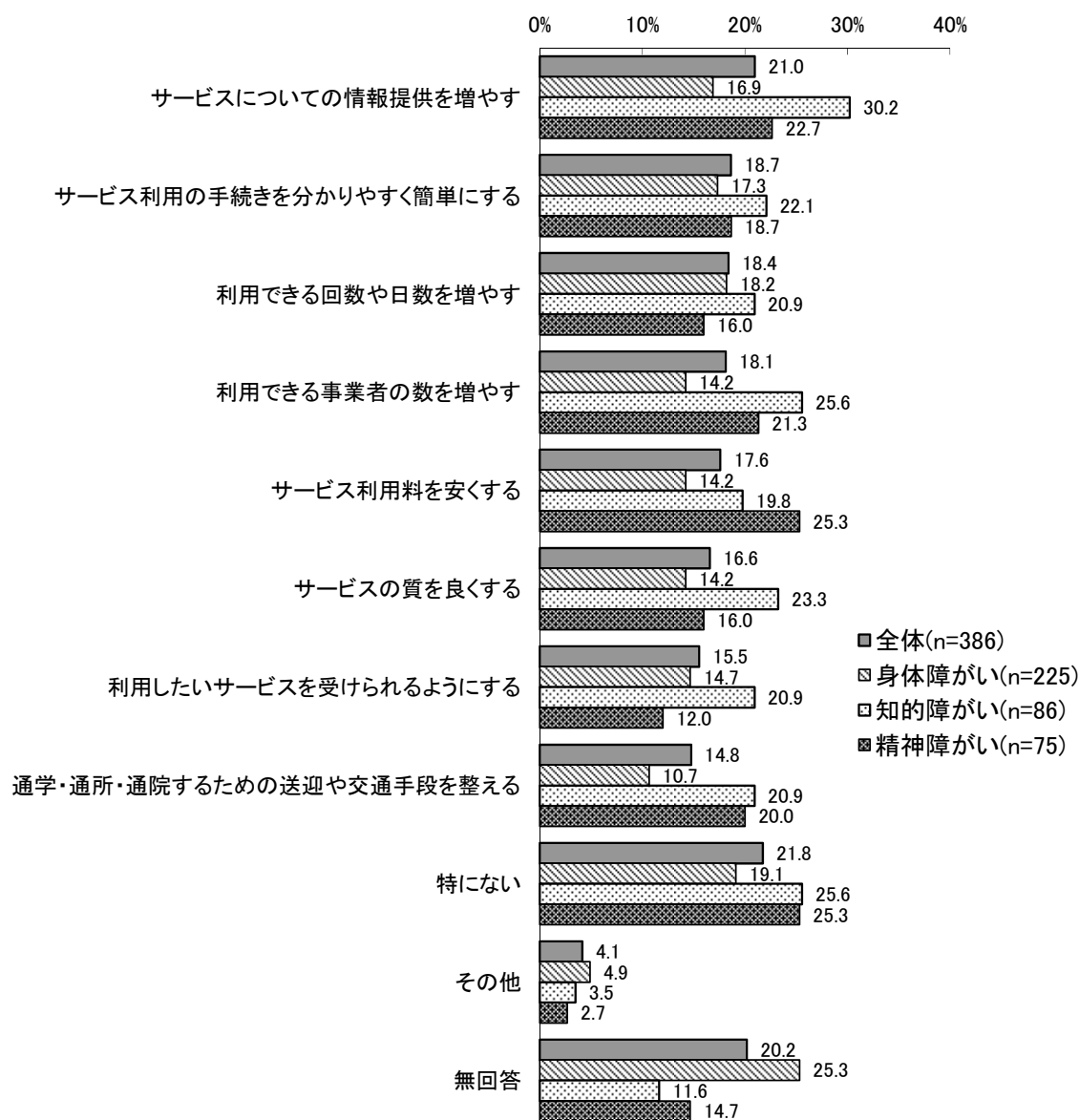
【前回調査結果】



④福祉サービスについて改善が必要と思うこと

何らかの福祉サービスを利用していると回答した方に、福祉サービスについて改善が必要と思うことを聞いたところ、全体では「サービスについての情報提供を増やす」が21.0%、次いで「サービス利用の手続きを分かりやすく簡単にする」が18.7%、「利用できる回数や日数を増やす」が18.4%などの順となっています。

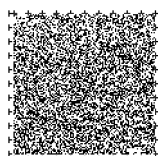
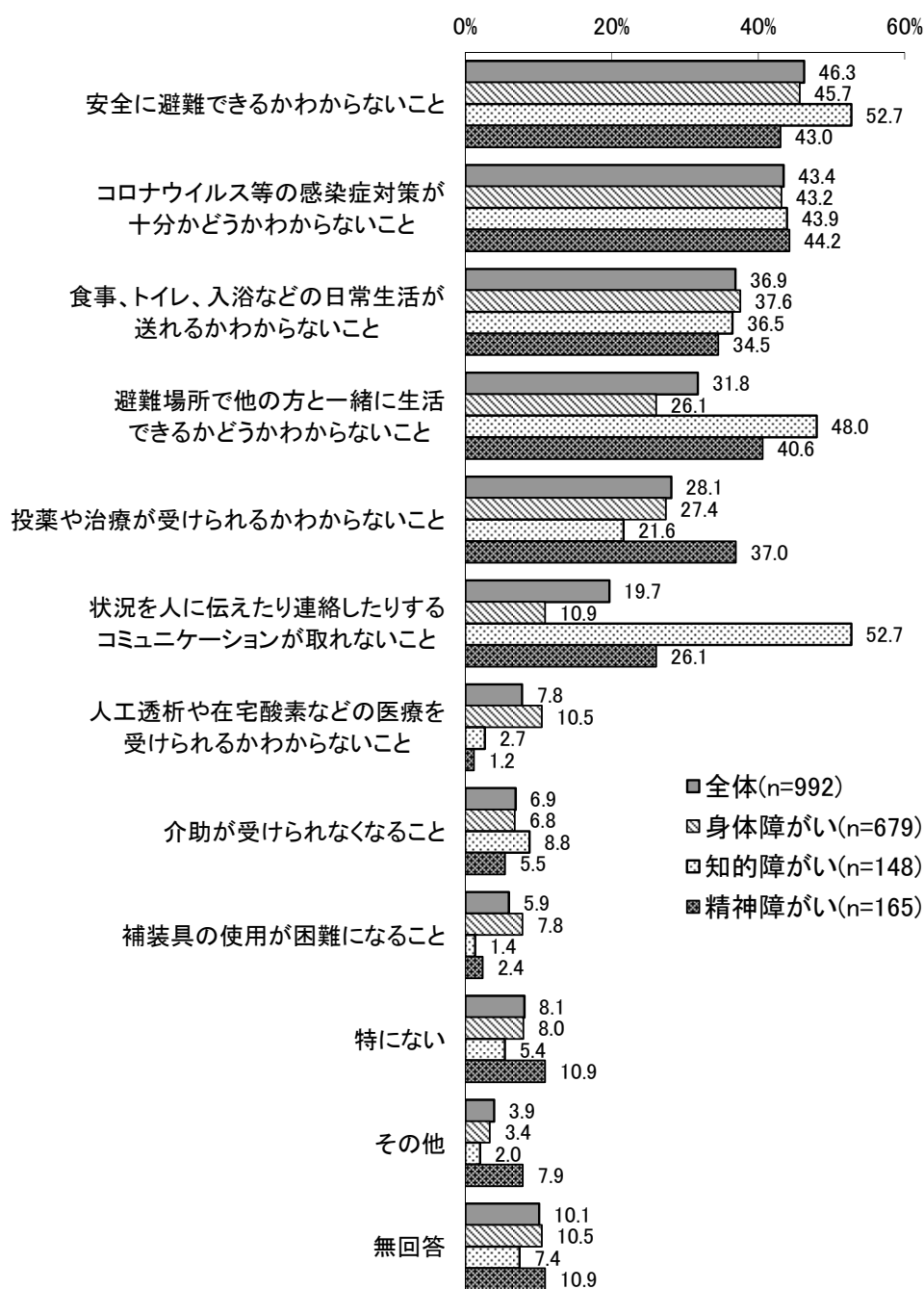
障がい別でみると、知的障がいでは「サービスについての情報提供を増やす」「利用できる事業者の数を増やす」、精神障がいでは「サービス利用料を安くする」などの割合が比較的高くなっています。



災害時の避難について

災害時に心配することは、全体では「安全に避難できるかわからないこと」が46.3%、次いで「コロナウイルス等の感染症対策が十分かどうかかわからないこと」が43.4%、「食事、トイレ、入浴などの日常生活が送れるかわからないこと」が36.9%などの順となっています。

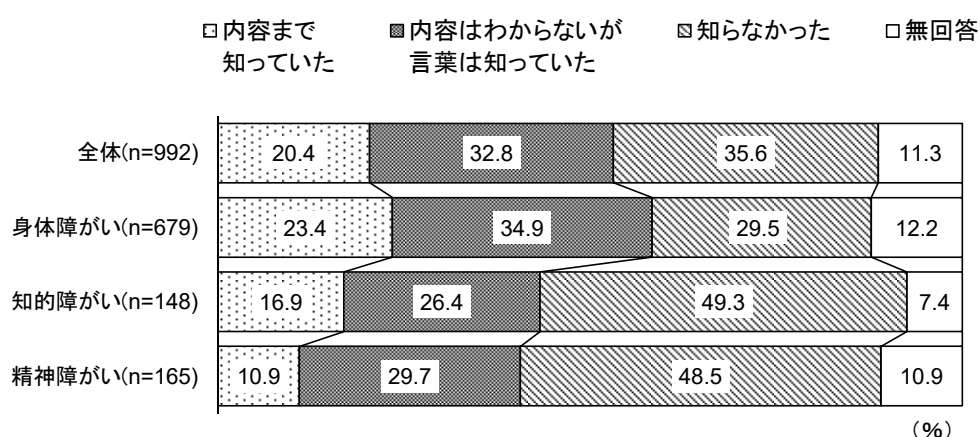
障がい別にみると、上位にあげられた項目以外でも、知的障がいでは「状況を人に伝えたり連絡したりするコミュニケーションが取れないこと」、知的障がいと精神障がいでは「避難場所で他の方と一緒に生活できるかどうかかわからないこと」、精神障がいでは「投薬や治療が受けられるかわからないこと」などの割合が高くなっています。



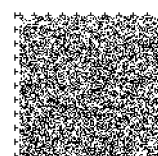
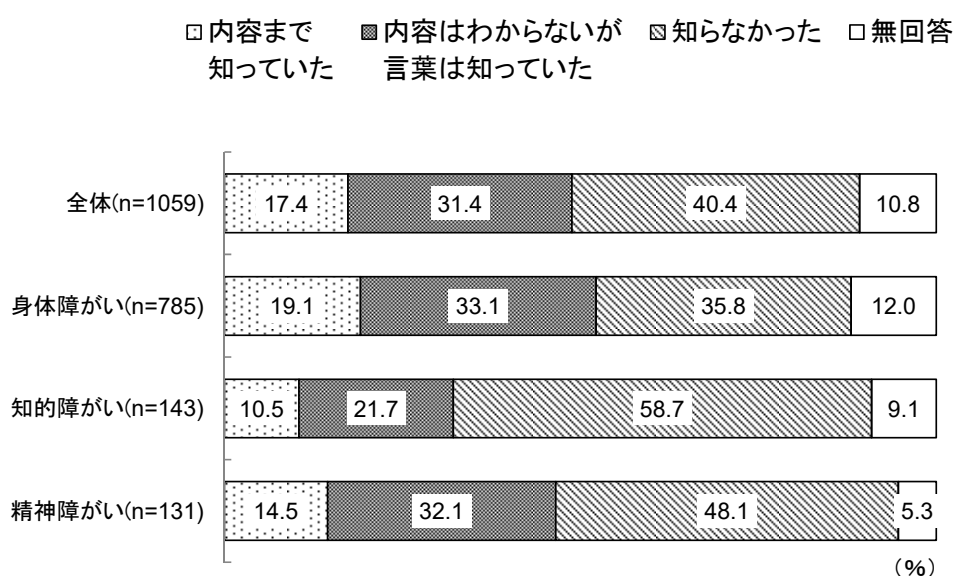
成年後見制度の認知状況について

成年後見制度の認知状況は、「内容まで知っていた」が20.4%、「内容はわからないが言葉は知っていた」が32.8%、「知らなかった」は35.6%となっています。前回調査と比較すると、「内容まで知っていた」が3ポイント増加し、「知らなかった」が約5ポイントの減少となっており、少しずつ認知が進んでいることがうかがえます。

障がい別にみると、知的障がいと精神障がいで「知らなかった」が約5割と高くなっています。



【前回調査結果】

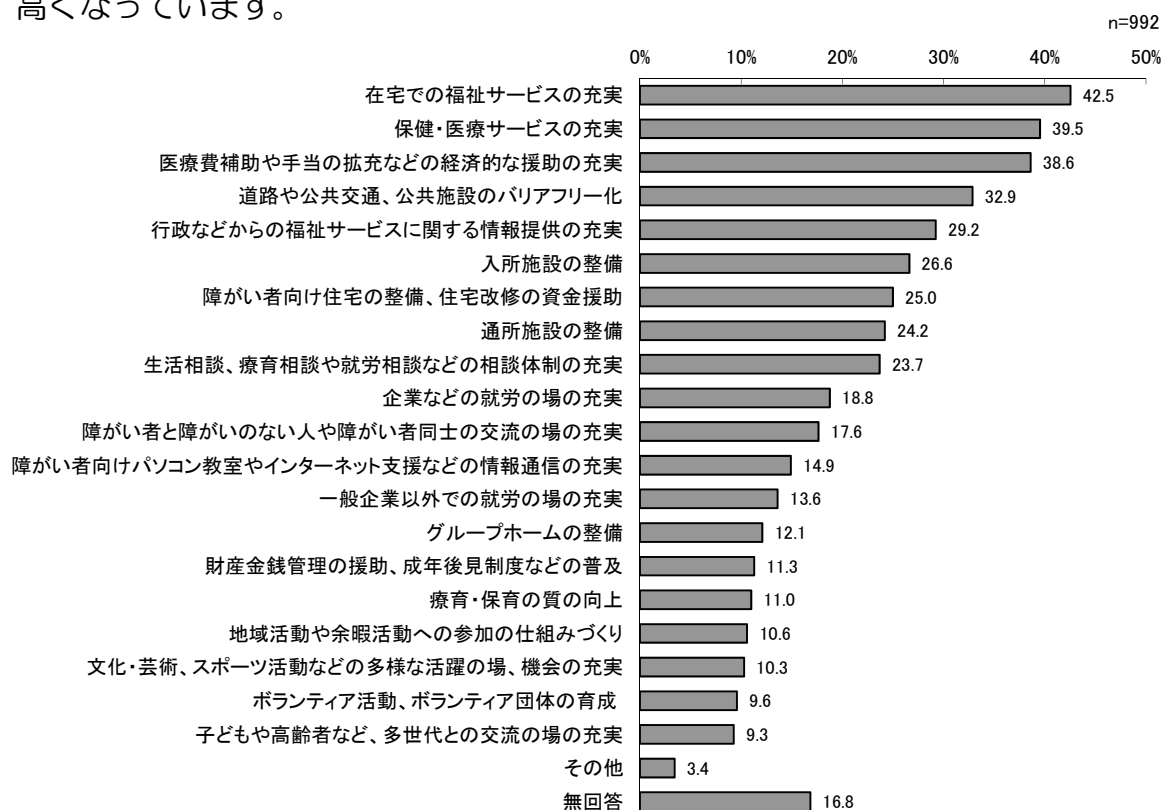


今後の福祉のまちづくりについて

①障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと

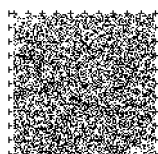
障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なことは、「在宅での福祉サービスの充実」が42.5%、次いで「保健・医療サービスの充実」が39.5%、「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」が38.6%などの順となっています。

障がい別では、身体障がいでは「在宅での福祉サービスの充実」、知的障がいでは「入所施設の整備」、精神障がいでは「保健・医療サービスの充実」の割合が最も高くなっています。



単位：%

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障がい (n=679)	在宅での福祉サービスの充実 48.5	保健・医療サービスの充実 40.6	医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実 39.2	道路や公共交通、公共施設のバリアフリー化 36.7	行政などからの福祉サービスに関する情報提供の充実 29.7
知的障がい (n=148)	入所施設の整備 42.6	生活相談、療育相談や就労相談などの相談体制の充実 38.5	通所施設の整備 37.2	企業などの就労場の充実 37.2	医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実 31.1
精神障がい (n=165)	保健・医療サービスの充実 43.0	医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実 43.0	生活相談、療育相談や就労相談などの相談体制の充実 36.4	在宅での福祉サービスの充実 33.9	企業などの就労場の充実 29.1



(5) 関係団体等への調査結果概要

①調査の目的

アンケート調査では捉えにくい個別の具体的な課題やニーズ等について把握し、今後の取組に反映していくため、障がい者福祉の関係団体や事業所、町内の保育所・幼稚園に対してヒアリングシートによる調査を行いました。

②対象団体

ア 障がい者関係団体（ボランティアを含む）

イ 事業所

ウ 町内の保育所・幼稚園

③調査方法等

調査方法：文書（ヒアリングシート）による照会を実施

調査期間：ア・イ 令和2年11月17日（火）～12月2日（水）

ウ 令和2年12月11日（金）～12月25日（金）

④調査内容

ア 障がい者関係団体（ボランティアを含む）

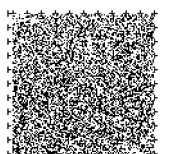
- ・ 日常の活動における問題点や課題
- ・ 地域の中で果たしたい役割
- ・ 障がい福祉サービスの利用の問題点
- ・ 今後充実して欲しいサービス
- ・ 日常生活や就学・就労について困っていること
- ・ 障がいのある人が快適に外出するために必要なこと
- ・ 町のバリアフリー化へ取り組みについて
- ・ 町の障がい福祉施策で改善すべき点

イ 事業所

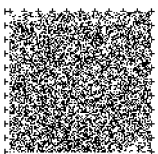
- ・ 日常の活動の問題点や今後の課題
- ・ 障害者総合支援法に関する課題について
- ・ 障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて
- ・ 障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について
- ・ 一般就労を含む就労支援の課題について
- ・ 教育支援の課題について
- ・ 障がい者の外出やまちづくりについて

ウ 町内の保育所・幼稚園

- ・ 障がい児の健やかな育成のために必要な事業（支援）



- ・障がい児の受入れについて困っていること、解決のために必要なこと
- ・障がい児の受入れに関連して連携している機関等



⑤調査結果の概要

ア 障がい者関係団体（ボランティア含む）

《日常の活動における問題点や課題》

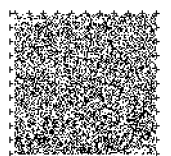
- ・ 会員の減少、高齢化が進んでおり、活動内容の縮小とともに団体の存続が難しい状況にもなっている。
- ・ 若い人、新しい会員が入ってこない。若い人への団体の存在の周知が課題。
- ・ 個人情報保護法のため、会員以外の障がい者（聴覚）がどこにいるのかわからず、情報を届けたくても届けられない。
- ・ コロナの影響で、活動に制限が出ている。特に視覚障がい者の交流の場は少なくなっている。
- ・ 要約筆記の講習会が開催されても若年層の参加が少ない。講習会修了生をどう活動に結び付けるか。また、要約筆記を利用している人が一部に固定されている。

《地域の中で果たしたい役割》

- ・ 障がい者やその家族の声を吸い上げ、杉戸町の福祉制度をより豊かにできるよう行政に反映させたい。
- ・ 障がい者とその家族が孤立して問題を抱え込まないように、相談・支援・情報提供をする。社会参加のきっかけを作る。
- ・ 会員とその家族の親睦を図る。
- ・ 家族の精神面のサポート、情報提供により精神障がい者本人の助けとなっていきたい
- ・ 居場所を作り、共に過ごす時間を増やしていきたい。
- ・ 障がい者理解のための広報活動
- ・ 制度やサービスの周知・普及、情報提供を図りたい。

《障がい福祉サービスの利用の問題点》

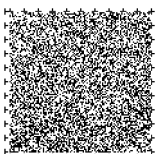
- ・ 人手不足。福祉ボランティアの担い手が高齢により減少。障がい者同士で助け合って会議へ参加している。
- ・ コミュニケーション支援（手話通訳・ノートテイク・同行援護）について、会議のみなので、日常生活で手話が使えない。重要な郵便物がどれなのか分からない。ヘルパーは予約の為、早朝に返送するものには支障が出る。
- ・ ガイドヘルプの方法が曖昧で視力障がい者が戸惑うことがしばしばある。
- ・ 杉戸町にはガイドヘルプの制度が無い。



- ・急病の時にすぐに手話通訳者や要約筆記者が対応できるよう、意思疎通支援事業を町として実施してほしい。町だけで難しいなら広域連携も視野に。
- ・視覚障がい者の移動を支える同行援護の事業所が減っている。
- ・巡回バスは朝のラッシュ時、車イスでの利用が困難でタクシーを利用する事もある。
- ・町主催以外の行事、社協や老人会、青年会議所などが主催の行事には町所有のパソコン周辺機器等の貸し出しが出来ない。町にしか所有がない備品（スクリーンやパソコンなど）の借用を認めてほしい。
- ・日常生活用具が故障した時の手続きをどうすればいいか分からない。
- ・広報が手元に届くのが遅い。

《今後充実して欲しいサービス》

- ・送迎。福祉タクシー券はどうしても必要な通院に使用するとなくなる。タクシー料金もかさむので、自家用車が乗れなくなったら活動を中止せざるを得ない。巡回バス・福祉タクシーが利用しやすいようにしてほしい。
- ・コミュニケーション支援として①公の機関・銀行・郵便局・病院・スーパーで簡単な手話を表現するべき。手話言語法違反ではないか。②読み書きを制度化して欲しい。③ボランティアではなく、きちんと資格化されたガイドヘルプの制度化。（手話・ノートテイクは県の委託によって試験を合格した人が通訳を担っています）
- ・いつでも、どこでも会議やイベントには、パソコンの字幕がつくということ、徹底して周知に努めてほしい。また必要な機材の不足（表示用パソコンがない。個人で用意するには負担が多すぎる）への貸し出し制度。
- ・町で手話通訳者・要約筆記者派遣制度を始めてほしい。町にあれば急病にも対応してもらえるのではないか。
- ・行政の責任として視覚障がい者が同行援護のサービスを受けられなくなることがないように、施策をおこなってほしい。
- ・精神、知的、身体障がい者のスペシャリストを配置して欲しい。
- ・障がい者との信頼関係（担当者となられた方と）を構築するのに時間が掛かります。担当者の移動が多い。長く続けて頂く様配慮してほしい。
- ・身近な意思疎通支援事業
- ・ショートステイ、行動援護、グループホーム
- ・同行援護
- ・年末年始の居場所作り
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費全額無料化
- ・代読、代筆のサービス
- ・緊急時の外出等



《日常生活や就学・就労について困っていること》

日常生活

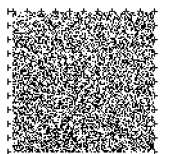
- ・一般の人への福祉教育の推進が重要。町中でも気軽に声をかけてもらえるよう、視覚障がい者への支援をしようという意識が広まってくれれば良い。
- ・手話で話が出来るところが少なく、町内ではほとんどない。また、気軽に筆談に応じてくれる所も多くはない。聴覚障がいへの理解がない。
- ・同行援護は、緊急に使いたい時に難しい状況があるようだ。緊急時にも対応できる制度を行政の責任で立ち上げてほしい。
- ・福祉機器の点検を制度化。電池切れなどで、使用できなくなっている場合があっても分からないで買い換えてしまう無駄がある。
- ・親と障がい者本人の高齢にともないこれからの生活が不安。
- ・ボランティアをしてくれる方がいない。

就労関係

- ・職場での障がい者への扱いがぞんざい。差別解消法を一層定着させ、生活に根差したものにしてもらいたい。
- ・職場の生活状況を相談できる身近な専門家が必要。
- ・知的・精神障がい者への理解が乏しく偏見で扱われる。職場での相談援助システムとして定期的な訪問相談をお願いしたい。
- ・精神障がいに関する雇用側の深い理解が必要。仕事現場でいじめに会い易いので困った時にフォローしてほしい。
- ・同じ部署内で健常者と異なるシフトや休憩時間（休憩をこまめに取り必要がある等）でも周りが知らない事も有り、すれちがいがあつた。障がい者担当だけでなく、現場の従業員の方々の理解が必要。
- ・聴覚障がい者は、仕事でのコミュニケーション・指示は筆談になることが多い。仕事も一人でやる仕事が多くなる。同僚との交流が難しい。
- ・低賃金すぎる。

《障がいのある人が快適に外出するために必要なこと》

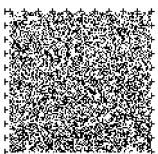
- ・杉戸町はまだまだ障がい者差別が多い。差別意識を変えることが大切で、そのためには障がいを正しく理解できる環境づくりが必要。
- ・障がいに対する理解が町民に広がってほしい。
- ・障がい者に対して気軽にサポートできる人作りが大切。視覚障がい者に対しては困っている時の声がけの仕方を正しく知ってほしい。
- ・一般の人が「信号わかりますか？」など気軽に声をかけてほしい。点字ブロックが無い箇所が多いので、白杖だけが頼りだととても不安。
- ・スーパーの店員と一緒に買い物をしてくれるとありがたい。急な場合に個人で買い物ができるようにサポートしてくれるシステムがほしい。



- ・車いすの方達は、少しの段差やみぞ等は若い時はできても年とともに大変になる。家族の手が必要になってくる。
- ・道路、遊歩道の段差解消
- ・聴覚障がいに関して、町中で手話で話ができるようになったり、手話ができなくてもすぐに書いてくれるようになれば。
- ・精神障がい者にも知的障がい者や身体障がい者と同じ様な電車割引があれば外出しやすい。
- ・車の運転が難しい障がい者のために手頃な値段での配車サービスやバス停を増すことで外出を諦めていた人も気軽に外出しやすくなる。
- ・東武動物公園駅までの道路が拡張される時、一般の歩行者（高齢者、ベビーカー含む）、視覚障がい者の歩きやすい歩道を作っていただきたい。橋を通るとメロディーが流れる様な…楽しい駅までの道
- ・役場にカフェを作る等、居場所作り

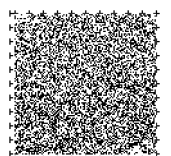
《町のバリアフリー化へ取り組みについて》

- ・役場や一部の金融機関の窓口には「筆談します」という案内があるが、郵便局・個人病院・スーパー・コンビニなどにはこうした案内がない。差別解消は公的機関だけではないので、周知徹底を。
- ・視覚障がい者が難なく施設を利用できるよう、点字ブロックや音声ガイドなどを設置して欲しい。
- ・公共の建物には点字ブロックが必要。駅からの道にもつけてもらいたい。
- ・道路の段差の解消
- ・障がい者が集える拠点としての場所を。いつでも立ち寄れる場所が必要。
- ・シグナルエイド（歩行時間延長信号機用小型送信機）を設置している市町が増えている。杉戸町でも設置の検討を。
- ・公民館など公的施設にエレベーターの設置を。車いすの障がい者が2階へ行けない。避難所になっていいる施設もあり、災害時に困る。
- ・通路、公共施設の敷地等にタイル・レンガを使わないでほしい。
- ・歩道と車道の区別をはっきりさせ安心して歩けるようにする。
- ・緊急時に、音だけでなく見ても分かる方法で知らせる機械を設置してほしい。放送やサイレンだけでは、聴覚障がい者はわからない。パトライトのようなものや電光掲示板など、見てわかる工夫をしてほしい。
- ・杉戸町図書館にもデイジー図書のサービスを



《町の障がい福祉施策で改善すべき点》

- 広報の音訳は町が作成し、遅くとも行事が始まる前に障がい者の手元に届けてもらいたい。
- ちょっとした外出に電話で利用できるガイドヘルプがほしい。
- 知的・精神の障がい者を支援する家族や兄弟姉妹の負担が大きい。そういう支援者が休息をとれる場所の確保。
- 障害者差別解消法の周知も啓発もなされているとは考えにくい現状がある。一般町民への周知徹底を。
- 車いすでも外出・移動しやすい道路環境の整備を。
- 職員研修は講習会ではなく、実際に体験実習などもとり入れてほしい。（アイマスク、車いす等）
- 町福祉課から団体の活動内容を相談に来られた方へ紹介していただきたい。
- 書いて伝えるコミュニケーション方法を、町の職員にも体験してもらい、その結果として福祉施策にどう反映させるべきか考えてもらいたい。
- もっと障がいに対する理解が広まるような施策を。まずは役場職員が理解してほしい。
- 視覚障がい者が来庁すれば、気軽にガイドできる職員であって欲しい。
- 意思疎通支援事業を杉戸町で立ち上げてほしい。
- 同行援護について、急な需要にも対応できる町の制度を立ち上げ、実施してほしい。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費全額無料化
- 精神障がい者担当の方を短期移動させないでほしい。
- 日常生活用具など、他の市町村と比べて杉戸町は貧弱



イ 事業所

《日常の活動の問題点や今後の課題》

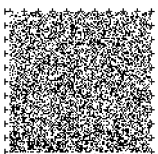
- ・人材不足。特に同行援護、行動援護については資格取得者が限られるため新規利用の依頼に対応できない。
- ・学校、家庭、施設、地域の障がいに対する理解がバラバラでそれぞれの連携や情報共有がほとんどない。
- ・障がいのある子供と障がいのない子供がともに活動する機会がないこと

《障害者総合支援法に関する課題について》

- ・障害福祉サービスの利用者は増え続けること、国が衰退しているので弱きにしわ寄せが行くことから、これらに対応する福祉人材はますます常に慢性的な人手不足に陥る。
- ・介護者である親の高齢化が顕著。介護保険や権利擁護等、複合的なニーズの増加。
- ・障がい者・児に関わる者に共通となるビジョンをきちんと示し、共通のミッションを持たなければ、逆に支えられる側が振り回されることになりかねない。障がい者・児を「囲い込む」のではなく、もっと外に開かれた、一般社会のステイクホルダーを「巻き込んだ」ビジョンを描き、実行していくことが大切。

《障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて》

- ・利用者に必要で適した支援がどのライフステージでも途切れてしまうことなく受けられる仕組みが必要。
- ・利用者を囲む家族にも目が向き、その家族にも必要に応じて支援の手が入るような抜け目のない仕組み。
- ・福祉サービスの利用には至らないが何かしら支援者が関わると良さそうと思われる方への支援を悩む。丁度よい程度の場合や選択肢がないと思う。
- ・ひきこもりなど狭間にいる人達への支援
- ・退院できるかどうかのアセスメントを行う際のサービスがあるとよい。手続きが簡単が良い。OT、PT、Nrs、相談員、居宅介護など医療保険請求できる内容もあるが、障害福祉でもないと良い。例えば外泊なので ADL、IADL のアセスメントを行った場合など。
- ・レスパイトケア。主に医ケア児者、育児支援居宅、または施設などでの預かり等。
- ・退院時の支援強化。アセスメント期間、短期、集中的な援助。
- ・老健での医ケア児者のショートステイの受け入れを増やしてほしい。
- ・介護保険と比較し報酬が低く設定されている。障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合に利用者の自己負担が増加する。



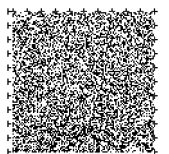
- ・放課後等デイサービスでは送迎が利用者獲得のために有効な手段となっているが、高齢介護事業のように加算が付かなくなり、送迎が通常サービスに含まれるようになることを危惧する。

《障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について》

- ・同一法人内の事業所で相談支援ができない、もしくは別事業所で担当すると加算が付くようになるという（質の高い支援を追求するのであれば現状では難しい）
- ・町内のグループホームの入所状況が把握できていると便利だと思う。
- ・相談員はニーズに対しても圧倒的に不足している。
- ・医療や保健に従事している職員自体がサービスを知らない。つなぎ方を理解していない。
- ・役割分担といいながらどこかの機関に丸投げになる。
- ・マンパワー不足。
- ・8050 問題に限らず、将来的な生活リスクを回避していけるような関りを地域で共有する相談支援体制（気になっている困っている段階で連携や支援体制を整える）
- ・相談支援専門員の質・量の確保（増員）
- ・利用者本人だけではなく家庭にも課題があるケースが多く、利用者のみならず家族の方に対しても対応を行うことがある。しかし、事前の情報もなく、対応の連携もない。点よりも面で、複合的にこれらを支えていかなければならないと思うが、誰が主導し、誰が担当し、誰がフォローするか、これが不明確では面で支えることは不可能。

《一般就労を含む就労支援の課題について》

- ・就労の場として提案される職種にまだまだ偏りがある。企業内の業務をさらに細分化し、障がいがあってもカバーできる仕事を生み出す考え方があるといい。
- ・障害者雇用のハードルが高く、少ない日数や時間働くことが難しい。就労支援センターも支援対象者は基本的に障がい者雇用枠の方だと思うので、自分で探さなくてはと思っている人は負担が大きいと思う。障がいを持ちながらも仕事をしている色々な方のパターンを共有できたら企業の方も間口が広がるか。
- ・就労支援センターとの連携。
- ・仕事が障害を抱えている彼ら彼女らに合わせることができなければ、一般就労は達成できない。一般社会のステイクホルダーを巻き込み、もっと外に開かれたビジョンを描き、実行していくことが大切。

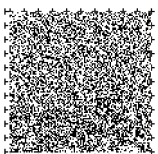


《教育支援の課題について》

- 教育を受ける人たちも、いつか、いつでも障害のある側になる可能性があることの理解を深めていく必要がある。どこかで支援者側には立場が上にあるような意識があり、何かが起きると反省や謝罪を求めるだけになる。強度行動障害についても同様でこの研修を受けることで対象者にレッテルを貼るだけになってしまうので研修のあり方も見直しが必要だと思う。
- 関係機関とのパイプ、家族支援・ペアトレ
- 特別支援学級にはより一層の教育支援が必要。個々の児童の要素・成長段階に応じて課題を与え、その子に応じた習得方法を実行した教育を行わなければ、教諭の努力が徒労に終わり疲弊していただけたと思う。

《障がいのある人の外出やまちづくりについて》

- 外出したいときにスムーズに支援者が対応できるサービスの使いやすさがさらにあるといい。自己負担が発生することで利用も外出もあきらめてしまう。通院もあきらめてしまい病状や症状が悪化してしまう。
- 買い物や受診など車がないと生活に支障がある方は多いと感じる。
- 階段や道路、歩道等の生活環境のバリアフリー化の推進
- 障がい者用駐車場、多目的トイレの整備と確保。
- 公共交通機関の発展。
- 移動販売
- わかりやすい道案内
- 地域住民の障がい者への理解促進。
- 地域の中にふらっと気軽に立ち寄り過ごす場所があるといい。障がいの有無なく過ごせて来る人の居場所となり交流の場となればいい。
- 「社会の理解」が重要。分別のついた大人からではなく、小学児童との関わりから始めるのが良い。児童と障害児の合同遠足や町内バス利用など、外出体験を一緒にすることができれば、お互いに快適な社会を作る一歩になる。



ウ 町内の保育所・幼稚園

《障がい児の健やかな育成のために必要な事業（支援）》

- ・児童発達支援センター等を中心とした地域支援の推進（地域における「縦横連携」
- ・保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の福祉サービス
- ・家族支援（ペアレントトレーニング、家族の精神面でのケア・カウンセリング、きょうだい支援等）
- ・支援に係る情報の共有化
- ・障がい児本人の最善の利益の保障
- ・保育所でも支援センターでも、障がいのあるなしに関わらず一緒に過ごすことができれば、その経験が自然なサポートにつながる。
- ・幼稚園生活では、クラス担任だけの関わりや援助でなく、介助員の存在が重要と思う。

《障がい児の受入れについて困っていること、解決のために必要なこと》

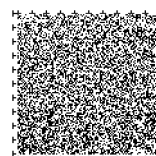
- ・補助員を付けるにしても人材が不足してる。また、支援者の専門性の向上も必要である。支援者の人材バンクがあると嬉しい。（専門知識や経験を有した方）
- ・職員の補充が必要。
- ・支援が必要な幼児は増えているが介助員の確保が難しくなっている。
- ・障がい児の支援計画が開示されにくい。もう少し先々について療育の現状についてしっかり把握できるとよい。保育所と発達支援をつなぐ窓口の明確化。
- ・対象児の気持ちや行動を理解するのが難しい時がある。特別支援学校のコーディネーターの先生や巡回相談等で幼児の様子を見てもらいアドバイスを受けている。

《障がい児の受入れに関連して連携している機関等》

- ・近隣市の児童発達支援事業所、医療センター、町の子育て支援課、保健センター、特別支援学校、臨床心理士（巡回相談）、福祉課
- ・今後は対象児が療育を受けている施設とも連携していきたい
- ・地域の障がい児が参加する企画等については社会福祉協議会と連携し、協力できることはしていきたい。

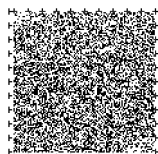
《その他》

- ・発達支援が必要な子どもを持つ保護者が相談しやすい環境づくりが必要。



2 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年7月8日	第1回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・第6期杉戸町障がい福祉計画及び第2期杉戸町障がい児福祉計画の策定について
令和2年8月4日 ～8月24日	杉戸町の障がい福祉などに関するアンケート調査 ・配布数 2,069 件、回収数 992 件、回収率 47.9%)
令和2年10月6日	第2回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・杉戸町の障がい福祉などに関するアンケート調査報告について ・障がい福祉サービス第5期計画実績について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のためのヒアリングシートについて
令和2年11月17日～ 12月2日	関係団体に対するヒアリングシートによる調査 ・対象（障がい者福祉関係団体 12 団体 事業所 15 団体） ・回収数 18 団体 回収率 66.7%
令和3年1月15日	第3回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会（書面開催） ・第6期杉戸町障がい福祉計画・第2期杉戸町障がい児福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和3年1月20日 ～2月19日	パブリックコメントの実施 ・意見数（提出者数2人、意見5件）
令和3年3月10日	第4回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会（書面による報告）
令和3年3月22日	第6期杉戸町障がい福祉計画・第2期杉戸町障がい児福祉計画の決定



3 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱

平成25年4月10日

告示第64号

改正 平成26年3月19日告示第32号

平成30年3月14日告示第36号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく杉戸町障がい者福祉計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項の規定に基づく杉戸町障がい福祉計画・杉戸町障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関する助言をすること並びに進捗状況を点検し、問題点を把握するとともに、計画を推進するための対策を検討することを目的として、杉戸町障がい者計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進のための提案に関すること。
- (4) 計画の評価、見直しに関すること。
- (5) その他計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員13名以下で組織する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号及び第2号の委員の任期は6年とし、同条第3号の委員の任期は3年とする。

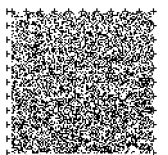
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

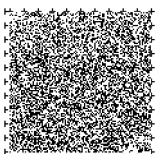
この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用し、第4条第1項の任期の満了をもってその効力を失う。

附 則（平成26年3月19日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第36号）

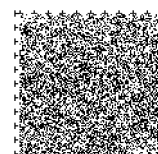
この告示は、平成30年4月1日から施行する。



4 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員

No.	氏名	所属	備考
1	須田 恒男	杉戸町障がい者協議会	杉戸町障がい者協議会 会長
2	星野 百合子	杉戸町障がい者協議会	親和会
3	戸田 愛子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町手をつなぐ育成会 副会長
4	青木 一子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障がい者福祉会 副会長
5	中島 泉	杉戸町障がい者協議会	アイこぼと 代表
6	柴田 周子	杉戸町福祉ボランティア連絡会	音訳ボランティア「あいうえお」 会長
7	猪股 ふじ江	杉戸町障がい者協議会	あおいトマトの会 会長
8	岩上 洋一	社会福祉法人 じりつ	社会福祉法人 じりつ 理事長
9	山路 久彦	社会福祉法人 みぬま福祉会	社会福祉法人 みぬま福祉会 総合施設長
10	田中 佳世	埼玉北地区基幹相談支援センター トロニコ	埼玉北地区基幹相談支援センター 相談支援専門員
11	間宮 佐	杉戸町社会福祉協議会	杉戸町社会福祉協議会 事務局長
12	藤田 康子	杉戸町民生委員児童委員協議会	杉戸町民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会長
13	若林 正樹	一般公募	

順不同・敬称略





杉戸町マスコットキャラクター
すぎびょん

第6期杉戸町障がい福祉計画
第2期杉戸町障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話：0480-33-1111（内線 264）

FAX：0480-33-4561

町ホームページ：http://www.town.sugito.lg.jp

